

令和4年第1回鬼北町議会定例会

令和4年3月8日（火曜日）

○議事日程

令和4年3月8日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第4号 鬼北町サテライトオフィス等設置条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 鬼北町公営塾の設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 鬼北町有害鳥獣処理施設条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 鬼北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第8号 鬼北町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第9号 鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 鬼北町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第15 議案第13号 令和3年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第14号 令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第15号 令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第16号 令和3年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第 19 議案第 17 号 令和 3 年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 3 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 3 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 3 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 23 議案第 21 号 令和 3 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 24 議案第 22 号 令和 4 年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第 25 議案第 23 号 令和 4 年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 24 号 令和 4 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 25 号 令和 4 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 26 号 令和 4 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 29 議案第 27 号 令和 4 年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算について
- 日程第 30 議案第 28 号 令和 4 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第 31 議案第 29 号 令和 4 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第 32 議案第 30 号 令和 4 年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第 33 議案第 31 号 令和 4 年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第 34 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 35 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 36 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 37 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 議案第 4 号 鬼北町サテライトオフィス等設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 号 鬼北町公営塾の設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 号 鬼北町有害鳥獣処理施設条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7 号 鬼北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 8 号 鬼北町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 9 号 鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 10 号 鬼北町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 11 号 鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 12 号 令和 3 年度鬼北町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 15 議案第 13 号 令和 3 年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 16 議案第 14 号 令和 3 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 17 議案第 15 号 令和 3 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 18 議案第 16 号 令和 3 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 19 議案第 17 号 令和 3 年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 3 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 3 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 3 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 23 議案第 21 号 令和 3 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 3 号）について

- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 令和 4 年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 令和 4 年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 令和 4 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 令和 4 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 令和 4 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 令和 4 年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 令和 4 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 令和 4 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 令和 4 年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 令和 4 年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第 3 4 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 5 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 6 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 番 坂 本 一 仁 | 2 番 兵 頭 稔 |
| 3 番 高 橋 聖 子 | 4 番 中 山 定 則 |
| 5 番 末 廣 啓 | 6 番 山 本 博 士 |
| 7 番 松 下 純 次 | 8 番 福 原 良 夫 |
| 9 番 程 内 覺 | 1 0 番 松 浦 司 |
| 1 1 番 赤 松 俊 二 | 1 2 番 芝 照 雄 |

○欠席議員（なし）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 都 浩 明 書 記 鶴 井 留 美

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
企 画 振 興 課 長 二 宮 浩	総 務 財 政 課 長 高 田 達 也
危 機 管 理 課 長 水 野 博 光	町 民 生 活 課 長 那 須 周 造
保 健 介 護 課 長 芝 達 雄	環 境 保 全 課 長 森 明
農 林 課 長 松 本 秀 治	建 設 課 長 上 田 司
水 道 課 長 上 田 司	日 吉 支 所 長 山 本 雄 大
会 計 管 理 者 古 谷 忠 志	教 育 長 松 浦 秀 樹
教 育 課 長 谷 口 浩 司	農 業 委 員 会 会 長 川 平 定 計
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松 本 秀 治	代 表 監 査 委 員 上 甲 康 夫

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

○議長（芝 照雄君）

改めて、おはようございます。

ただいまから、令和4年第1回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めまして、おはようございます。

令和4年第1回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

北京オリンピックの感動が吹き消されるかのようなロシアによるウクライナ侵攻は、世界の平和と安全を揺るがす断じて容認できない暴挙であると考えております。

直ちに、完全かつ無条件での撤退を求めるものであります。

本町では、町民の御親類、または親しい知人で避難民となったウクライナ国籍を有する方が、もしもいらっしゃる場合は、人道上、緊急な措置として、国・県の方針に基づいて受入れの準備をすることとし、有線放送やホームページで情報提供を開始したところでございます。

一方で、世界的な流行が続く新型コロナウイルス感染症は、次々とその姿を変え、昨年の夏、日本に第5波をもたらしたデルタ株から、より感染力の強いオミクロン株に置き換わり、年明け早々、さらに大きな第6波として全国に急激な感染拡大を引き起こしております。

愛媛県においても、連日200人から300人ほどの感染者が確認されております、引き続き感染防止対策に御理解、御協力をお願いいたします。

ワクチン接種につきましては、2回目の接種を完了した方を対象とする3回目の追加接種については、昨年12月末に医療関係者、1月7日からは、高齢者入所施設等の入所者及び従事者等を開始し、1月31日からは、65歳以上の高齢者についても開始し、現在接種を進めております。

使用するワクチンは、ファイザー社製とモデルナ社製がほぼ半分ずつ国から配分される見込みでございます。その両方ともに効果や安全性が認められております。

追加接種が早期に完了するよう進めてまいりますので、接種を希望されている方は、安心して、ワクチン接種を受けていただきますようお願いするところでございます。

なお、5歳から11歳までの子どもさんへの接種につきましては、希望者には早めに接種が受けられるよう、医療機関と協議の上、今月12日から接種を実施することといたしております。

一方、財務省松山財務事務所が、1月25日に発表した令和4年1月、愛媛県内経済情勢報告では、新型コロナウイルス感染症の影響が見られるものの、持ち直しつつあるとしておりますが、今回の報告には、オミクロン株による感染の急拡大の影響が十分に反映されておらず、本町といたしましては、日々の経済活動や国・県の経済対策等を注視しながら、関係機関と連携を図り、町の発展のために必要な施策を迅速かつ的確に実施してまいりたいと考えております。

さて、本定例会に提案いたしております議案等は、条例の制定3件、条例の一部改正5件、令和3年度補正予算10件及び令和4年度予算10件を提案するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、令和4年第1回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、8番、福原良夫議員、9番、程内覺議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの16日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から3月23日までの16日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、教育課、診療所、危機管理課、保育所、公民館、連絡所、三島簡易郵便局、町民生活課、出納室及び議会事務局の所管に係る定期監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和3年11月分、12月分及び令和4年1月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付しております。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項について報告します。

別紙議長諸般の報告をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

続いて、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、監査委員。

町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長の出席を求めています。

訂正します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

選挙管理委員会委員長から、入院のため、欠席する旨、届出を受けておりますので、報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告に、12月定例会以降の行動状況を提示しております。

ご覧のとおり、コロナ禍の影響で、松山以北及び県外への出張は、東京1回と高知県庁、四万十町役場、四万十市役所のみでございます。

その関係の御報告をいたします。

12月17日、四万十市長訪問、四万十町長訪問。1月12日、愛媛県副知事訪問。1月19日、四万十町長訪問。1月21日、四万十市長訪問。2月3日の5市町首長によるリモート会議。2月21日、高知県副知事訪問。これは全てJR予土線存続に向けた協議行動でございます。

御承知のとおり、JR四国の現在の営業状況は大変厳しく、国の政策により本年度から5年間、1,000億円を超える支援を受けているところでございますが、それ以降、予土線がしっかりと維持されるという保障は全くございません。

現在、私は愛媛県側のJR予土線利用対策推進協議会の会長を仰せつかっており、高知県側会長の四万十町、中尾町長さんとともに、5市町及び愛媛県、高知県との連絡調整を行っております。

その中で、沿線住民の通勤・通学・通院などに必要な命の路線という価値観はもちろんです。予土線そのもの、あるいは、沿線のすばらしい風土、文化などを観光コンテンツとして見出し、さらに、ブラッシュアップしながら、全国への情報発信を含めて利用客を増やしていく努力をこれまで以上に強力に推し進める必要性を5市町で確認したところでございます。

このJR予土線存続維持という合意形成の下に、その手段として、5市町協議の下、新たな民間まちづくり組織の設立に向けて模索していくことを話し合ったところでございまして、新年度から協議を加速させていくことといたしております。

5市町公共交通課題の解決を沿線自治体の共通の願いとして活動を展開してまいりますので、今後とも御理解をお願い申し上げます。

12月5日、ふるさと納税の確保、地元製品のPRのため、さとふるのコラボで生まれる新御当地鍋プロジェクト記者発表会に参加いたしました。全国の地元産品同士をコラボレーションさせた新たな食の発信、食材の魅力を情報発信させるという企画でありまして、全国から選ばれた食材を利用した鍋料理が作成され、鬼北町は福岡県の中間市のめんたいことコラボし、からしめんたいキジ鍋が紹介され、審査員である元Jリーガー、本並健治、丸山佳里奈御夫妻から高評価をいただいたところでございます。効果としては、12月のキジ肉の売上げが今年の2倍強になったところでございます。

三つ目、年度末を控え、本町の懸案事項であります課題について、これまで以上に時間を割いて、県当局及び国会議員等に対して要望活動を積極的に実施してまいりました。

1 2月16日、県庁保健福祉部長、公営企業管理者要望訪問。

1 2月24日、県庁営業本部長、企画振興部長、要望訪問。

1 1月19日、コロナワクチン担当部長、要望訪問。

2 2月21日、南予地方局長、建設部長、要望訪問。

2 2月27日、国会議員事務所、要望訪問。

3 3月1日、県庁土木部長、保健福祉部長、観光局長、要望訪問。

内容は、町内病院医師1名退職予定に対する完全確保。平成30年7月豪雨災害で発生した河川の堆積土砂の除去。国道、県道、林道、農地農業施設などの補助事業採択の確保。コロナワクチン支援。交通弱者対策支援などでございます。

最後に、2月1日、広見中学校生徒3名が町長室を訪問してくれました。2名は、全国都道府県対抗中学バレーボール大会に、愛媛県選抜チームとして優秀な選手が多い中で、広見中学校から2名、清家さん、都能さんが選ばれ、見事準優勝されました。

また、1年生の福鹿さんが、歯と口の健康に関する図画ポスターコンクールにおいて最優秀である文部科学大臣賞に輝かれまして、その報告に来てくれました。

全国表彰ということで、愛媛FCの公式試合、今月末のホームゲームから当分の間、このポスター拡大版7メートル×7メートルがニンジニアスタジアムに掲示させることが決まりました。

新しい校舎の整備に併せて多くの生徒が様々な分野で新たな活躍をしている姿に微笑ましくなった時間を共有させていただきました。感謝いたしております。

さて、令和3年度もあと1か月足らずになりました。本年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対策の実施における幾度とない協議依頼に対しまして、積極的な御協力をいただきました議員各位に対しまして、再度御礼申し上げ、行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、兵頭稔議員、中山定則議員、山本博士議員、以上の3名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず、2番、兵頭稔議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間は、ただいまから60分の予定です。

兵頭議員、質問1についての質問を行ってください。

○2番（兵頭 稔君）

議員ナンバー2、兵頭稔です。

水道料金について質問します。

鬼北町の水道料金は、他の自治体と比較すると、非常に高額な水道料金になっております。民間の調査では、これ2019年なんですけど、鬼北町は全国1,718市町村内の1,345か所中、水道料金が高い順位が53位になっております。愛媛県内で2位となっています。

この鬼北町は、四万十川の上流にあり、水は豊富にあると思われ、また、この水道料金では、他の地域から移住して生活したいとは思えません。

このような状況から脱却するためにも、水道料金を下げる考えはないかを問います。

(1) 平成15年4月1日に料金を改正した理由は何か。

(2) 平成29年6月議会の水道料金を引き下げる計画はないかとの質問に対しては、鬼北町の人口密度が県内市町第18位で、地理的要因、管路等の延長が長く、施設整備負担増が主な回答理由だったが、人口密度が19位、20位の自治体はどこで、その自治体の水道料金はどうなっているのか。

(3) ここ数年、純利益が8,000万から9,000万となって、利益剰余金が2億7,500万となっているが、この利益剰余金の使用方法はどうするのか。

(4) 毎年、数千万円の利息を支払っているが、2億以上ある預金で企業債の返還はできないのか。

以上です。お願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第1番目の水道料金についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の平成15年4月1日に料金を改正した理由は何かとの御質問であります。鬼北町におきましては、平成6年度から平成12年度の7年間にわたって、広見地区内にある簡易水道施設の統合整備事業を実施したところでありますが、施設整備に伴い借り入れた企業債の利息や、減価償却費等の増加によって、経営計画上、将来的に欠損金が累積する見込みであったことから、それを解消するため、平成15年に料金改定を行ったものであります。

次に、2点目の人口密度が19位、20位の自治体はどこで、その自治体の水道料金はどうなっているのかとの御質問であります。19位は松野町、20位は久万高原町となっております。

水道料金につきましては、松野町が一般用基本料金で、水量8立方メートルまでが1,100円、超過料金が1立方メートルにつき160円でありまして、この合計に消費税がかかります。久万高原町につきましては、一般用基本料金が、8立方メートルまでが1,100円、超過料金1立方メートルにつき178円で、メーター使用料として、115円が加算されます。

次に、3点目のここ数年、純利益が8,000万円から9,000万円となって、利益剰余金が2億7,500万円となっているが、利益剰余金の使用方法はどうするのかとの御質問であります。令和3年第3回議会定例会に提案した、令和2年度鬼北町水道事業会計決算の認定で説明いたしましたとおり、利益剰余金のうち、未処分利益剰余金2億7,538万704円については、剰余金の処分等に関する条例第2条により、減債基金の積立てに2,000万、建設改良積立金の積立てに6,000万円、自己資本金への組入れに8,000万円、合計1億6,000万円を処分しております。

なお、減債積立金及び建設改良積立金につきましては、資本的支出の建設改良費及び企業債の償還金に充当するため、毎年度、取崩しを行い、資本的収支の補てん財源として使用いたしております。

次に、4点目の毎年数千万円の利息を支払っているが、2億円以上ある預金で企業債の返金はできないかとの御質問であります。地方公共団体が財務省等から借り入れている公的資金を繰り上げ償還する際は、繰上償還に伴って生じる後年度の利息収入の損失に応じて補償金を支払う必要があり、その補償金につきましては、地方交付税措置の対象外となりますので、繰上償還を行うメリットはないものと考えております。

水道事業で借り入れる企業債は、水道施設の整備を行う際の財源として借り入れるもので、その償還につきましては、普通交付税で措置され、水道事業の負担を軽減するため、一般会計から、元利償還金の2分の1を繰り出すこととなっております。

また、企業債につきましては、過疎対策事業債の借入分を除いて、20年から30年かけて償還することになっております。これは、水道施設の耐用年数が40年以上のものが多いため、事業に要する財源を、施設整備を行った年度の受益者だけが負担するのではなく、水道施設の受益を受ける世代を超えた町民の方々みんなが水道料金として負担し、年度間の負担を平準化するという考え方に基づくものであると認識い

たしております。

したがって、施設整備の財源として借り入れた企業債の利息の支払いについて、御理解をいただきますようお願いをする次第でございます。

以上で、兵頭稔議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

先ほど町長が説明されたんですが、平成13年までに行った工事が、そのときの借上金が45億4,800万円です。それに対して鬼北が1億1,000万という利子を払っています。それを補うために水道料金その当時の収入が2億5,300万円だったんですが、それを15年に改定するために、3,600万円の収入を上げるためにそのお金を上げたんだと思うんですけど、その利息というのは、年々毎年2億ぐらいずつ負債を払っておるので、年々利息を少なくなってくるということは、収入が増えるということなんで、その辺の計算はされてないんでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長から答弁いたします。

○水道課長（上田 司君）

ただいまの御質問でございますが、水道料金の改定に伴いましては、中長期的に、それから10年後、20年後の料金の見込み等を試算いたしまして改定したものでございますので、適正な料金となっておりますと考えております。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

今純利益が8,000万から9,000万出てるんですが、金利がその当時1億1,000万だったのが、現在は4,200万、去年はね。平成2年度は。ということは6,000万、7,000万ぐらい近く減っておるんです。その分が利益に上がっているということは、町民に料金を下げて安くするという、料金を下げて純利益を減らすということではできないんでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

ただいまの御質問でございますが、整備事業に関します企業債につきましては、借りた時点で、先ほども答弁にありましたように、過疎債につきましては、13年、その他企業債につきましては、20年から30年かけて償還することになっておりますが、その償還額につきましては、元利償還、合計して借りたときにも計算をして、25年に同額を分配して償還することになっておりますので、その利息の部分が下がってどうこうというのは、もう予定された償還額でありますので、ずっと利息が下がって純利益という考え方はございません。

また、この後、3番目の質問にも、純利益と利益剰余金の質問がございますので、答弁が被るかもしれませんが、純利益につきましては、利益剰余金計算書のほうでも記載があったわけでございますが、未処分利益剰余金等にこの純利益が含まれてまいります。

先ほどの答弁にもありましたように、未処分利益剰余金の使用、使い道といたしましては、減債積立金、建設改良積立金にそれぞれ2,000万、6,000万を積み立てます。これは、その後、この積立金を取り崩しまして、前回は説明させていただきましたが、資本的収支、これの不足分に補てんする財源として使用させていただきます。

また、同じように8,000万円、同額分を自己資本金へ組み入れます。この組入れの計上をいたしませんと、実際使用できない金額が未処分利益剰余金のほうに加算されていくため、会計上、実際の使えない金額が表示できるということでございますので、そういう措置を取っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

なし。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

再質問はありません。

○議長（芝 照雄君）

質問1、(3)について再質問はありますか。

○2番(兵頭 稔君)

剰余金の関係なんですけど、平成13年に剰余金はなかったんですよ。利益剰余金
はね。ずっと平成2年は2億8,700万という剰余金が出てます。その剰余金と資
本金の関係を見てみますと、平成13年は4,980万ぐらいの資本金だったのが、
平成2年では15億3,400万となっています。そのお金の使い道というのを教え
てください。

○町長(兵頭誠亀君)

水道課長が答弁をいたします。

○議長(芝 照雄君)

ちょっとすみません。その前に。兵頭議員、今、平成2年と言われたけど、令和2
年の間違いですか。

○2番(兵頭 稔君)

令和2年です。

○水道課長(上田 司君)

ただいまの質問でございますが、今ほど議員、申し上げていたように、収益収支の
推移につきましては、平成12年度に純利益、純損失となりますが、これが2,10
0万程度ありまして、当年度の未処分利益剰余金、このときには、300万程度ござ
いました。そして、平成14年度に純損失1億7,000万程度になりまして、この
時点で、当年度未処分利益欠損金といたしまして、1,700万程度を計上しており
ます。それが平成15年度の料金改定に伴い、純損失が純利益となりまして、1億4,
000万程度となっており、当年度の未処理欠損金につきましてはの未処分利益剰余金
として1,400万計上をさせていただいております。

今ほどの質問にありました、資本金と剰余金等の関係でございますが、決算書で申
し上げますと、当時平成12年、13年度の決算方法といいますか、決算の様式から
公営企業法の改定がありまして、資本金並びに剰余金等の表示、そういうものが変わ
っております。

私は、実際持ってきておりますのが、令和2年度のこの間お配りした決算書しか持
ってきておりませんが、当時の決算書と比べていただいたら、会計方法が変わりまし
て、金額の表示方法が変わっておりますので、一概に数字を比べて高い低いという判
断はできないと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、兵頭議員、質問1、（4）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

これについても町長が分かりやすく説明していただいたので、これ以上質問しません。

○議長（芝 照雄君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、兵頭議員、質問2について質問を行ってください。

○2番（兵頭 稔君）

質問2、愛媛県立北宇和高等学校の生徒に対する支援について。

令和3年3月に、第二次鬼北町長期総合計画後期計画が策定された。この後期計画に、愛媛県立北宇和高等学校の学生寮の整備が追加され、生徒の全国募集に取り組まれているが、鬼北町在住で北宇和高等学校に通学している生徒には、町が実施する支援制度があるか、下記のことについて問います。

（1）通学定期の補助などの支援制度はあるのか。

（2）鬼北町在住で、他の地域の高等学校に通学している生徒の人数を把握しているか。

（3）今後、鬼北町在住の北宇和高等学校生徒に新たな補助金や支援を行う考えはないか問います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第2番目の愛媛県立北宇和高等学校生徒に対する支援についての御質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の通学定期の補助など支援制度はあるのかとの御質問でございますが、令和2年度から、町内在住で、愛治地区、三島地区及び日吉地区から高等学校等へ通学する生徒に対しまして、経済的負担の軽減及び定住の促進を図るため、鬼北町高等学校遠距離通学費補助金交付要綱を定め、通学費の一部を補助いたしております。

この制度は、通学の方法に関わらず、また、北宇和高等学校生徒に限らず、愛媛県内の高等学校等に通学する者であれば、年額、愛治地区生徒が1万5,000円、三島地区生徒が3万円、日吉地区生徒が4万5,000円を補助いたしております。

また、月2日以上通学する通信制高等学校等の生徒に対しましても、年額、愛治地区生徒が1,500円、三島地区生徒が3,000円、日吉地区生徒が4,500円を補助することといたしております。

なお、この制度の発足には、近永近辺から遠い学生さんたちに通学支援をしてくれるの願いのこもった企業さんからの寄附金が原資としてあったことを申し添えます。

次に、2点目の鬼北町在住で、他の地区の高等学校に通学している生徒の人数は把握しているかとの御質問にお答えをいたします。

毎年度、広見中学校及び日吉中学校から生徒の通学先の報告がありますが、令和2年度の報告によりますと、町内に住んでいる中学校を卒業した生徒79人全員が高等学校に通学しており、そのうち、町外の高等学校に入学したのは40人となります。

議員御質問の町外の高等学校等に通学する生徒の人数につきましては、各年度の卒業時の中学校からの報告を基に本年度の生徒数を算出いたしますと、1年生から3年生までで、宇和島東高等学校が83人、宇和島南中等教育学校が36人、宇和島水産高等学校1名、北宇和高等学校三間分校10名、吉田高等学校3名のほか、県内の県立高校、私立高校に15人。県外の県立高校、私立高校に3名、通信制高校に2名。合計153名の生徒が町外の高等学校に通学いたしております。

なお、進学後の転校や退学については、高等学校から報告がないため、把握はいたしておりません。

次に、3点目の今後の鬼北町在住の北宇和高校生徒に新たな補助金や支援を行う考えはないかとの御質問ですが、平成17年度から、海外で農業研修を行った高校生に対しまして、鬼北町人材育成ふるさと基金海外研修補助金交付要綱に基づき、補助することといたしてはありますが、活用がなく、コロナ禍で海外研修が難しくなったことから、令和3年度からは、鬼北町人材育成ふるさと基金中学生・高校生研修事業実施要綱を定め、農林業及び商工業の振興に関する研修、社会福祉振興に関する研修、地域活性化に関する研修、教育、文化及びスポーツの振興に関する研修、国際化への対応に関する研修等、国内外で行う研修に対しまして補助することといたしてあります。

なお、令和3年度においては、コロナ感染症の影響でしょうか。実績はございません。

また、平成30年度からは、北宇和高等学校馬術部に対しまして、馬術部管理の乗用馬の飼育環境の充実を図ることを目的として、鬼北町学校教育振興事業補助金30万円の補助を開始いたしました。

なお、鬼北町内に住所を有する高校生の中には、町外の高等学校に通う高校生もおられますので、高等学校に通う生徒だけに対しまして新たな補助金等を設けて支援を行うことは、現在のところは考えておりませんが、現在は御承知のとおり、北宇和高校全体の魅力化を推進する対策に傾注しているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、兵頭稔議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

今ほどのあれなんですけど、北宇和高校以外の生徒にも通学の補助があるということなんですけど、北宇和高等学校に限りというのを捨て、北宇和高校の生徒数を増やすという考えはないんでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

兵頭議員が言われるその部分についても、生徒を増やすといいますか、北宇和高校に行きやすい状況をつくるための一つのアイデアだとは思っています。ただ、現在は、愛媛県の南予地域における北宇和高校に入りたいという子どもの数が減っておるという状況でありますので、それを全国展開して、この愛媛県の南予、鬼北地域に住んで勉学、勉強してみよう、住んでみようという子どもたちを全国から公募するということでの支援といいますか、考え、アイデアを募っております、そこのほうに税金を投入しておりますので、一緒にそこら辺り、北宇和高校の存続ということも含めて、今の御意見も含めながら、また、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問ありますか。

○2番（兵頭 稔君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問 2、(2) について再質問はありますか。

○ 2 番 (兵頭 稔君)

ありません。

○ 議長 (芝 照雄君)

兵頭議員、質問 2、(3) について再質問はありますか。

○ 2 番 (兵頭 稔君)

ありません。

○ 議長 (芝 照雄君)

これで兵頭稔議員の質問は終わります。

次に、4 番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから 60 分の予定です。

中山議員、質問 1 について質問を行ってください。

○ 4 番 (中山定則君)

議席番号 4 番、中山定則です。

先の通告のとおり、一般質問を行います。

質問 1、高齢者の在宅生活を支える生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加について。

令和 3 年 11 月末現在、鬼北町の 65 歳以上人口は 4,481 人で、高齢化率は 45.94% となっています。また、介護認定率は 20% を超えています。

このような状況の中、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、高齢者の在宅生活を支える生活支援サービスの充実と高齢者自身の社会参加が必要となっています。

次の 3 点について質問をいたします。

(1) 高齢者の在宅生活を支えるための見守り、外出支援、買物・調理・清掃などの家事支援等の生活支援サービスは、ニーズに答えられているか問います。

(2) 元気な高齢者が生活支援の担い手として社会参加することが、生きがいや介護予防にもつながると言われています。その仕組みづくりをしていく考えはないか問います。

(3) 高齢者への趣味・健康づくり活動、ボランティア活動等の案内及び相談窓口の設置はできているのか問います。

以上です。

○ 議長 (芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第1番目の高齢者の在宅生活を支える生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の高齢者の在宅生活を支えるための見守り、外出支援、買物・調理・清掃などの家事支援等の生活支援サービスは、ニーズに応えられているかとの御質問であります。見守りについては、平成27年2月に、鬼北町高齢者等見守りネットワークに関する協定書を町内5事業所と締結し、それぞれの立場から連携・協力して、見守り・支援する活動や、日常生活に何らかの異変を察知した場合に、民生児童委員等と連携して必要な対応を行う体制の整備を行うとともに、容体の急変等に対応するため、ワンタッチで通報可能な緊急通報装置の貸出し等を実施しているところでございます。

また、鬼北町地域支援事業実施要綱を策定し、外出支援のサービスの提供を行うとともに、要介護の認定を受けた場合には、介護保険制度の中で、買物・調理・清掃、家事支援等の生活支援サービスを受けられることとなっております。

また、ほかに、要介護者が受けられるサービスとして、自宅で生活できるよう医師・看護師による療養上の管理や指導を受ける訪問看護と、介護施設へ通所して、食事や入浴のサービスを受ける通所介護等がございます。

サービスのニーズの対応につきましては、要介護の認定を受けた場合、自宅での生活に必要な支援を行うため、保健介護課の地域包括支援センターの職員、または介護事業所の職員が介護サービスを受けるため、ケアプランを作成し、要介護それぞれに適したサービスを提供しているところであります。併せて、ケアプラン作成時には、介護保険制度以外の生活支援のサービスの紹介も行い、必要なサービスを利用させていただくこととなっておりますので、個々のニーズにお応えできているものと認識いたしております。

なお、今年度からは、高齢者の見守りと買物支援を目的として、一部の地域で、見守りをしながら食品等の商品を提供する高齢者の在宅買物支援制度を実施するとともに、家庭ごみを集積場所へ持ち出すことが困難な高齢者などの世帯を対象として、玄関先でのごみ回収を行う家庭ごみ戸別収集等の新たな事業を実施しているところでございます。

今後におきましても、高齢者の生活支援サービスにつきましては、関係機関・住民の皆さんからの御意見を参考にしながら、必要に応じて新たなサービスを展開してま

いりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、2点目の元気な高齢者が生活支援の担い手として社会参加することが、生きがいや介護予防にもつながると言われている。その仕組みづくりをしていく考えはないかとの御質問についてであります。中山議員も御承知のとおり、高齢者が長年培った経験や知識を生かしながら地域社会の中で働くことを通じて、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、令和2年度に鬼北町シルバー人材センターを設立したところであります。

シルバー人材センターは、中山議員の御質問にある仕組みづくりの趣旨に沿ったものと理解しており、現在のところ、新たな仕組みづくりを行うことは考えておりませんが、今後の状況によって、必要性が生じた場合には、新たな取組を検討してまいりたいと考えております。

鬼北町シルバー人材センターは、現在のところ、事業的には、ほかの市町にあるシルバー人材センターと比べてまだまだ小規模でございますが、年々事業規模を拡大しており、町といたしましても、今後も引き続き、元気な高齢者が、生活支援の担い手として社会参加できるような場所になるように支援してまいりたいと考えております。

次に、3点目の高齢者への趣味・健康づくり活動、ボランティア活動等の案内及び相談窓口の設置はできているのかとの御質問についてであります。

高齢者への趣味・健康づくり活動として、家での閉じこもりを防ぎ、寝たきりや認知症などの介護状態に陥ることがないように、町内の介護関係事業所に委託して、健康チェック、娯楽活動、創作活動、野外活動等の活動を実施しております。また、健康づくり活動といたしましては、回覧・ホームページにより、参加者を募集し、各地区公民館・集会所等で、いきいき体操教室等の一般介護予防事業を展開しているところでございます。

相談窓口につきましては、それぞれのサービスにより、担当が保健介護課、町民生活課、町内関係事業所等に分かれているため、保健介護課において、サービスの紹介を取りまとめた冊子「介護に役立つ情報マップ」を作成し、広見保健センターをはじめ、公民館、社会福祉協議会の窓口にも置くとともに、民生児童委員等に配付し、それぞれが相談窓口となって、関係機関と連携しながら、町民の皆さんの相談に対応しているところであります。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

今の答弁で、ニーズには応えられているということなんですが、それぞれの外出支援等、そのニーズ、要望等をどのようにして把握されているのかを問います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（芝 達雄君）

ただいまの中山議員の再質問についてですが、それぞれ個別に要望は、現在のところ、取っておりません。方法としては、介護等の申請、出た時点でいろいろ御相談に乗り、先ほど町長の答弁のあったように、担当者がこういったサービスが適用できますとか、介護の認定を受けた後ですね。そういったことで、ニーズとかに応えられるように今のところ対応しておるところです。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

今答弁いただいたんですが、個別には取っていないということなんですが、個別に取るような体制ができないか、再度質問いたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

反問権をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

はい。

○町長（兵頭誠亀君）

個別というのは、どういうことでしょうか。要介護者の御家族からの要望だけ、それとも介護支援を要する予防しなければならない高齢者全体の要望、ニーズ調査なんでしょうか。そこがちょっと分からないんですけども。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、答弁をお願いします。

○4番（中山定則君）

独居老人、あるいは高齢者だけの世帯、あるいは家族がいる、それぞれあるわけなんです、それぞれにおいてこの生活支援サービスがあると思うので、高齢者がいる世帯全部ということで私は考えております。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

ただいまの質問についてですが、なかなか人口の半分以上の方に対して、一人ひとり当たるとというのが、人為的等の要素によりなかなか困難と考えております。

それで、民生児童委員の方々とかにも、三つ目の質問の回答として冊子を作りまして、こういったサービスがありますということで、それぞれ担当地区の民生委員さん等も含め、そういったサービスを必要とされる場合には、うちの保健介護課の地域包括支援センター係のほうに連絡をいただきますので、そういった際に、個々に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

人数が多いわけなんです、要望はありますか、簡単に言えば、文書を発送する、回収する、そういう方法もあると思うので検討をいただいたらと思います。

○議長（芝 照雄君）

質問、答弁は要りますか。

○4番（中山定則君）

要りません。

○議長（芝 照雄君）

しばらく休憩します。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時17分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

中山議員、質問1、（2）についての再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

（2）の質問についての答弁をいただいたんですが、私の質問は、元気な高齢者の方が、（1）で言いました、生活支援サービスを行うことによって、その方の生きがいや介護予防にもつながるとのことなんで、その仕組みをつくる考えはないかということで質問したつもりなんですが、ちょっと答弁が違うようなんですが、高齢者の方が、介護、ボランティア講習会などに参加して生活支援サービスを行うと、そういうことを考えて、そういうことについて先ほど質問したと思っております。

それで、高齢者の保健福祉計画等でも計画されていますように、ボランティア活動への参加促進ということで、そのまま読みますと、社会福祉協議会が中心となり、ボランティア活動に関する情報提供をしていくとともに、ボランティア活動への参加を呼びかけます。また、自分にできることをボランティア活動につなげ、地域において役立っていることを実感することが生きがいにもつながり、交流の場としても有効であることから、身近な地域での介護支援や生活支援のボランティア、相談相手として活躍できる仕組みづくりや、意識づくりを進めますというふうに高齢者保健福祉計画でされております。

また、生活支援コーディネーターの配置ということで、社会福祉協議会に委託してコーディネーターが中心となって、地域の支え合いネットワークづくりを図りますということが計画されております。

そういうこと、この社会福祉協議会に実際に委託されたのかということと、先に読み上げましたボランティア活動への参加促進として介護ボランティア養成講座などを開催されたかどうか、再度質問をいたします。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長、それから保健介護課長、2名から答弁をさせます。

○町民生活課長（那須周造君）

ただいまの御質問でございますが、町民生活課の関係では、ちょうど2年ほど前の7月豪雨災害のときの災害ボランティアについては、町から社協に対して協定を結んでお願いをしたという経緯がございます。その他については、今のところ、ないという状況でございますので、御報告をいたします。

以上です。

○保健介護課長（芝 達雄君）

現在、社会福祉協議会等で実施していただいておりますボランティア活動としましては、

配食サービス、それから生活管理指導員派遣事業、それから外出支援サービス等地域支援事業に基づいて実施しておるところです。

あと介護予防サービスの教室と言われましたか、教室やったのですかね。介護予防サービス教室やったのですかね。

○4番（中山定則君）

介護のボランティア養成講座。

○保健介護課長（芝 達雄君）

介護のボランティア講座。ちょっとそちらについては、確認できておりませんので、後で答弁ということよろしいでしょうか。

○4番（中山定則君）

介護予防ボランティア養成講座。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

先ほど再質問しましたように、計画を立てておられますので、この鬼北町高齢者保健福祉計画に沿って進めていただけたらと思います。

2番の質問は以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁は。

○4番（中山定則君）

いいです。

○議長（芝 照雄君）

質問1、（3）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

答弁いただいたんですが、情報マップ等を作られておるようです。その情報マップについて、65歳以上全員に配布できないか。それと、いろいろ回覧等されているのは分かっているんですが、案内方法として広報の1面を使ってするとか、直接郵送するとか、そういう考えはないか、再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

ただいまの質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

ちょっと見えにくいかもしれませんが、今言いました情報マップというのは、こういった冊子になっております。担当のほうにも確認をしたんですが、中身が常に更新されていくということもありまして、なかなか各戸配布にした場合に、情報の内容と皆さんに届ける伝達の手配の速度が不一致になってくるということもありまして、先ほど町長の答弁で申し上げましたように、関係機関等に配布をして、サービスを必要としている方があった場合には、うちのほうへ御連絡していただくようお願いしとるところです。

そういったこともありますので、今のところ各戸配布は、逆にしないほうが、古い情報とか、新しい情報とか、混在してくる可能性がありますので、する予定はありません。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

最新の情報ということが提供できないということは理解できるんですが、相談窓口がどこか、そういうことについては、先ほども言いましたが、広報等で定期的に周知をしていただけたらと思うんですが、再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

今の御質問なんですけども、私、実際に家族が介護サービスを受けるようになって感じるのは、役場なり、介護事業所に相談したときには、すぐに連携をしてもらって、本当にきめ細かな相談、また計画を立ててもらっているということを実感しています。

中山議員がおっしゃる、どういう方が窓口が分からんとかいうことを言われておるのか、個別に何人かいらっしゃるのであれば、すぐに保健介護課なり、私のところで構いません。来ていただいても構わんと思うんですけども、私は今の介護サービス、また介護支援サービスの分野の協力体制というのは、私はしっかりしておるというふうに思っております。本当にありがたく、今も介護サービスを受けております。また、情報提供をいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

質問はありません。

○議長（芝 照雄君）

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、中山議員、質問2について質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

質問2、町道について。

町内に655本ある町道の状況等について、次の3点について質問します。

（1）毎年度地元から出る町道の補修要望に応えられているか問います。

（2）公共施設等総合管理計画に、今後予定の町道の改良工事計画が記載されています。その他の改良を必要とする路線については、計画準備段階で地元の意見・要望を聞くなどして計画化していく考えはないか問います。

（3）町道の定期点検を実施し、老朽化状況を把握することで計画的な維持管理を行う方針を立てておられますが、定期点検結果を道路台帳等に記録して活用する考えはないか問います。

以上、お願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第2番目の町道についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の毎年度地元から出る町道の補修要望に応えられているかとの御質問であります。路面陥没、暗渠の目詰まり、側溝整備等様々な補修要望を受けておりますが、建設課で対応できるものについては、年度内、または遅くとも次年度には対応しております。また、作業内容が補修で済まないものにつきましては、部分改良工事として請負で対応いたしております。

次に、2点目の公共施設等総合管理計画に、今後予定の町道の改良工事計画が記載されている。その他の改良を必要とする路線については、計画準備段階で地元の意見・要望を聞くなどして計画化していく考えはないかとの御質問であります。公共施設等総合管理計画に掲載しています町道整備予定計画につきましては、中期行財政計画を基に記載しております。中期行財政計画に掲載している事業につきましては、

各地区代表者から提出のあった町道改良整備に関する要望書を基に、毎年度見直しを行い、計画書を作成しており、公共施設等総合管理計画に掲載がないものにつきましても、随時、計画化いたしております。

次に、3点目の町道の点検を実施し、老朽化状況を把握することで計画的な維持管理を行う方針を立てているが、定期点検結果を道路台帳等に記録して活用する考えはないかとの御質問であります。担当課に検討するよう指示をいたしました。点検結果の記録につきましては、これまでどおり作業日誌による管理が管理しやすいということですので、道路台帳への記録については、現在のところは、これまでのスタイルとさせていただきます。予定でございます。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

補修要望にこたえられているかということで、今年度においては、どれだけの要望があったのか。そして、直営班では、部分改良工事等に回した工事の件数とか、即答ができるようであれば答えていただきたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長から答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの議員の御質問でございますが、補修要望で応えられているかという質問なんです。補修の内容、先ほども回答でありましたように、道路の陥没、または舗装の亀裂の補修、様々な要望が建設課のほうに入ってきてまいっております。

そのうち、舗装の部分につきましては、毎年年度初めに公民館のほうで各地区の皆様が考えていただいた要望箇所を補修するようにしておりますので、路面の悪い状況のものにつきましては、公民館から申請される補修要望で対応をしております。

その他、そこに載っておりません補修要望等につきましては、随時建設課のほうで対応してまいりますし、先ほど申しましたように、簡単な暗渠の目詰まりとか、側溝の付け替え工事等、大小合わせますとかなりの数になりますので、何件と申し上げると、ちょっと私のほうも正確には把握しておりませんが、先ほどありました局部改良につきましては、下大野地区に1件、また東仲地区に1件の工事の予定をしております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問2、（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

（2）の質問で、計画準備段階での地元の意見、要望を聞くなどの方法を取っておられますかという質問をしたつもりですが、ちょっと聞き漏らして、答弁をよく把握できてなくて、その辺、はっきりよく答弁が分からなかったので、再度質問をさせていただきますが、公共施設等総合管理計画、これも改正されたということなんですが、その辺で町道名まで改修、町道名まで載っていると思います。

私の質問としては、その辺、その準備段階、こういうふうに路線が上がる準備段階での計画化に当たっての地元要望、あるいはその他、役場内部の機関だけで決めるのではなくてというような意図で質問をさせていただきましたので、答弁をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの御質問でございますが、計画準備段階で地元の意見、要望を聞くなどという御質問でございましたが、役場建設課のほうから、町道改良に伴う要望はございませんかというふうな呼びかけ、文書等は出しておりません。また、役場内部での計画と議員おっしゃられましたが、今計画に上がっております町道改良全てについて地元の要望に沿ったものとなっております。

先ほど出てきました公共施設等総合管理計画、これにも路線名、明記されておりますが、町長の答弁にもございましたとおり、これ明記、記載されておるものにつきましては、全て中期行財政計画から引用したものでございまして、その中期行財政計画の基になっておりますのは、全て地元の地区の代表が建設課に申請していただいた申請書が基になっております。

したがいまして、準備段階で地元の意見要望を聞いているというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

今の答弁、理解はしたんですが、逆に公共施設等総合管理計画で記載されているのが、町道は重要な生活路線であるが、幅員が狭く、車及び歩行者の通行に支障を来している、特に緊急車両が進入できないほど幅員が狭い町道もあるため、早急な対策が必要であるというふうに書かれています。

要望に沿っているというのはいいんですが、まず、そういうところ、1級路線、2級路線あるわけなんですけど、緊急車両が進入できないほどというのは、町道になっているところは2メートルでなるんですけど、だから、なかなかそれを全部緊急車両が進入できるようにはならないと思うんですが、こういうところの、ここで書いている重要な生活路線、道路、そういうところのある程度選定は、全体を管理されている町のほうで行っておいて、さらに、それを準備して要望もあるということで進められたらと、進めるべきではないかと思いますが、その辺どうか質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの議員の御質問でございますが、公共施設等管理計画につきまして、施設の現況というところで、確かに町道は重要な生活道路であるが、幅員が狭く、諸車及び歩行者の通行に支障を来している。特に緊急車両が進入できないほど幅員が狭い町道もあるため、早急な対応が必要であるということで、そういうことを、前もって、町のほうで把握して計画できないかという御質問だったと思いますが、この点につきましては、町道の改良要望と、先ほど御説明させていただきましたが、何をもって改良ということであるかと申しますと、当町におきましては、町道の改良は幅員4メートル以上の整備をもって改良と認識しております。

その根拠といたしましては、国庫補助の交付要項の1つとして、全幅5メートル以上ありまして、その他接道関係等の要件がもろもろございます。また、地方債を借り入れて事業をする条件の1つといたしましては、延長100メートル、最低4メートル以上の幅員整備が必要となってまいります。

先ほどの2メートルないし3メートル程度の幅員で、特に緊急車両等が進入できない場合等につきましても、建設課の調査する以前に、こういう緊急車両の要望等も地

元から出ております。来年度早速1件は、計画に入れております。次年度、5年度にも計画を立てる予定でございます。

そういう場合、今ほど言いました条件になかなかそぐうものではございませんので、補助金とか、地方債の借入れができない場合もございますが、緊急車両等の進入できない等の要望がございましたら、先ほど申し上げた中期行財政計画の計画を前倒ししてでも進めていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問2、（3）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

定期点検結果のことなんですが、橋とか、橋りょうについては、平成6年3月、道路法施行規則の一部改正する省令が公布されて、国が定めた統一的な基準によって、5年に一度の近接目視による定期点検が義務づけられましたが、655本ある町道の定期点検というのは、大変になると思いますが、何年程度で655本、毎年点検されているのか。それと、作業班等がずっと回っているのか、そこでの点検になっているのか。点検内容も含め、再度質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの議員の御質問でございますが、議員おっしゃられたとおり、橋りょう、トンネル、これにつきましては、国の補助を受けまして、5年に1回、点検が義務づけられております。必ず点検をしなければならないということで、これにつきましては、5年に1回ちゃんとやっておるわけでございますが、道路につきましては、そういう義務とかいうふうな縛りが、今のところございません。平成のちょっと年度が不確かなんですが、10年前後でしたか、そのときには旧広見町、日吉村で危険箇所の、これは国全体でどこの自治体もやったと思うんですけど、危険箇所の防災点検というのを実施して、委託にいたしまして、冊子として今も残っております。

それを随時、危ないところから直していったわけですが、その後、そういうふうな

防災点検をしなさいよというのはございません。

点検につきましては、前回の議会でも述べさせていただきましたが、毎月何月何日が点検日とか、この日に点検しますよというふうに決めて点検は実施しておりません。日々うちの建設課作業班が町道補修、見回りに回っておりますので、そのときに異常を確認して、先ほど申し上げたように、日誌等に記録して、改修に当たるといふような状況になっておりますので、点検につきましては、橋りょう、トンネルのように何年に1回という点検方式は取っておらず、日々の仕事の中で悪いところを見つけて直していくというふうな方法でございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

再質問はありません。

○議長（芝 照雄君）

以上で、質問2については終了します。

続いて、中山議員、質問3について質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

質問3、保育所再編計画について。

令和2年2月策定の鬼北町保育所施設再編計画書に基づき、保育所の統廃合・新設園の建設などの計画が進められています。

次の3点について質問をします。

（1）令和5年4月に新設園を開所し、近永保育所、好藤保育所、清水保育所、小倉保育所を統合する計画ですが、これから新設園の開所までのスケジュールについて問います。

（2）さくら保育所、小松保育所の改修は、計画どおり進めていく考えであるか問います。

（3）昨年度末に開催された保育所統廃合に係る地区別説明会で説明された通園費補助制度などの補助制度と認定こども園の設定などの新たな保育サービスについては、検討中の施策があるようですが、令和5年度保育所の入所申込み受付が始まる今年12月までには、各施策の内容を決定し広報する必要があると思いますが、どのように進めていく考えであるか問います。

以上、お願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第3番目の保育所再編計画についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の新設園の開所までのスケジュールについての御質問ですが、保育所再編については、令和2年6月の各地区区長会で、保育施設の現状と再編計画について御説明をさせていただいたことを皮切りに、各保育所保護者を対象とした説明会、意見交換会、また、地域の方々を対象とした区長組長会、地区別懇談会等で説明を重ねた結果、町民の皆様からは、存続の意見等、難色を示された御意見も複数ございましたが、現在の鬼北町の保育状況や、近年の働く親世代へのきめ細かな子育て支援の必要性を御説明し、おおむね了承をいただき、新たな保育サービスへの期待も含め、再編事業推進への御理解を得られたものと認識いたしております。

今後のスケジュールにつきましては、設計業務完了後、工事関係予算の可決を経て、速やかに事務作業を進めまして、令和4年度に着工し、令和5年3月の完成を目指し、新設園の開所に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

ただ、危惧しておりますのは、御案内のとおり、現在、コロナ禍における、また、ウクライナ情勢も含めまして、世界的な半導体不足により、給湯器、エアコンなどの設備機器等が入手困難な状況が続いていることと併せ、ウッドショックによる木材の高騰に伴う工事価格の変動といった、不可抗力によって竣工時期が遅れる可能性が出てきた、あるという点でございます。

入札時点での木材等の価格高騰と併せ、材の調達に時間を要したり、半導体不足による設備機器類の納入の遅延によって納期が間に合わない等の理由で、入札が不調に終わる等の事態が続きますと、令和5年3月の工事完了が予定どおりとならない可能性もあります。

さらに、懸念される事項として、現在、実施設計につきましては、令和4年3月末を期限として設計業務を委託しておりますが、愛媛県から、建設予定地の排水に関する計画について問われたため、現地を調査したところ、近永アルコール工場跡地に接続する水路の奈良川への排水が、公図、現況ともに不明となっている箇所があり、本設計業務内で排水の調査・測量・設計を追加で依頼する必要が生じております。

また、関連して、近永アルコール工場跡地のうち、統合保育所敷地外の排水計画も含めた水量を、問題なく排水する設計が必要となったことから、設計期間の延長も検討しているところであります。

また、平成22年に施行された土壤汚染対策法により、一定規模以上の土地の形質

変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがないか届出が必要ですが、本計画地については、工場跡地という理由から、汚染のおそれがあるかないか、消防署、労働基準監督署等関係機関への意見照会を経た後、宇和島保健所の判断に対する時間を必要とするため、土壤汚染対策法に基づく届出を行った後、土地の地歴調査や敷地内土壤調査を求められ、事業着手までに、想定以上の時間を要することも考えられます。

したがって、建築確認済証が交付されても、建築確認申請時に併せて申請する土壤汚染対策法の届出に対し、保健所の審査が終了し、土地の形質変更の承認がなければ、工事に着手するにはならないため、その後の工期に大きく影響を及ぼすこととなります。

いずれにいたしましても、年度内の工事完成に向けて、できるだけ早く着工できるように、関係法令に基づく申請を行い、関係機関から求められた諸手続を行いながら、現在粛々と準備を進めているところでございます。

次に、2点目のさくら・小松保育所の改修は、計画どおり進めていく考えであるかとの御質問であります。さくら・小松両保育所の改修工事に係る設計委託料を、令和4年度当初予算で提案いたしております。

4年度において両保育所の改修設計業務を委託し、設計完了後の令和5年度以降に、財源を確保次第、順次、工事を着工する予定としているところでございます。

次に、3点目の新設する補助制度や新たな保育サービス等の周知と広報についてどのように進めていくかとの御質問ですが、令和4年度の秋頃には、保育所ごとに説明会を開催し、新たな補助制度や、拡充した保育サービスの決定内容及び補助金等の各種申請手続について、保護者の皆様に説明したいと考えております。

入所の申込みにつきましては、令和4年度におきましては、申込みの受付後、希望する入所園の調整に時間を要することも考えられますので、入所の受付を通常より1か月程度早めに開始したいと考えております。

また、広報さほくでの周知や、ホームページに、新たな施策や拡充した保育サービスの内容を記載した入所のしおりを掲載するなど、広報媒体を有効に活用し、新規で入所を希望する保護者の方々にも周知したいと考えております。

いずれにいたしましても、1番目の御質問のスケジュールに関して、お答えいたしましたとおり、新設園の工事の着工及び竣工時期が、現在の見込みより遅れることとなった場合、来年度の入所の時期や、さくら・小松保育所の改修工事の時期等も含め、再度、検討の必要があろうかと考えておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

以上で、中山定則議員の第3番目の御質問への答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問3、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

新設園の開所というか、私としては、4月に入って、すぐ入札公告かなと想像しておったんですが、なかなか大変な事態になっているということが分かりました。

新設園ということで、新設園のまだ名称も決まってないような気がしますし、それとか、完成された場合には、認定保育園ということもあるので、完成見学会の開催を考えられているか。

それと、子育て支援センターゆめぼっけは、中に入るんでしたかね。その辺の確認。

それと、4保育園、近永、好藤、清水、小倉の保育所の閉所、あるいは今後の予定、管理方法、用途等はまだまだだと思いますが、今後の管理方法については、現段階で分かっているのかについて簡単に答弁をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（那須周造君）

ただいまの御質問でございますが、いろいろ思わぬ事態が発生いたしまして、今現在苦慮しておりますけど、粛々と事業を実施していく所存でございますので、御協力をお願いします。

それで、まず初めに、完成見学会につきましては、できれば新しい園でございますので、ちょっと期間的に厳しいかもしれませんが、完成見学会等につきましては、実施をしたいなというふうに考えております。

そして、あとゆめぼっけにつきましては、新設園の中に併設いたしますので、今までどおりということで運営をしていきたいと考えております。

続きまして、あと統廃合後の残された保育所の利活用につきましては、地域の多くの方々が利用しやすい形で跡地を利活用していただき、それに伴う改修等も今後検討をしていきたいということで、地域で有効に活用していただきたいというようなことで、また、そのことにつきましては、今後、地域の役員の方々とも協力いたしまして、よりよい方向性を探っていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

質問はありません。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問3、（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

質問はありません。

○議長（芝 照雄君）

質問3、（3）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

答弁では、今年秋頃、各保育所で保育サービスの説明等をされる。それと、入所の受付を1か月ほど早めるというような答弁だったと思うんですが、現保育所に関係する方はいいんですが、新たに認定保育園に入りたいとかいう方もおられると思いますので、保育所ごとというか、保育所の中には、広く案内をしていただきたらと思います。

それと、もう時間もないんですが、各施策の決定をする場合には、どういう場で決定されるのか、鬼北町子ども子育て会議等もあったと思うんですが、そういう会議等での決定はされるのか。それについて、もう時間がないんですが、お願いをいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（那須周造君）

ただいまの質問でございますが、そういった子ども子育て会議等も開催いたしまして、現在計画しております保育所の整備計画については、令和元年度に作成したものでございますので、当初の計画案から、統合の時期や段階で新しいサービス等が大幅に変更となったため、現在修正、検討中でございますので、それができ上がった段階で、また議員の皆様方に御報告を申し上げたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

以上で、中山議員の一般質問を終了します。

ここで、しばらく休憩します。

再開を午前11時15分とします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど中山議員の一般質問の中の質問1の中で、後刻答弁をという担当課から説明がありました。

その中で、中山議員のほうから答弁の必要はないということなので、ここで答弁は終了したいと思います。

次に、6番、山本博士議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

山本議員、質問1について、質問を行ってください。

○6番（山本博士君）

議席番号、6番、山本博士です。

先に通告しましたとおり、質問いたします。

質問1、鬼北町財政健全化について。

令和2年度の実質公債費比率は、昨年11月広報きほくの鬼北町財政状況の公表の中で掲載され、財政状況は健全であることが示されていました。

令和2年度には、小学校空調整備、アリーナの空調整備、令和3年度には、広見中学校改築工事、史跡等妙寺のガイダンス施設工事、今後においては、駅舎の改築工事、北宇和高等学校寮の新築工事、鬼北町立統合保育所新築工事、また、長引く新型コロナウイルスによる町単独の補助など、多額な財政支出がある中で、町民の皆さんも財政は大丈夫だろうかと大変心配をされており、下記について問います。

なお、今回の質問については、令和4年度鬼北町一般会計予算で既に記載されており、明日の定例会でも説明があろうかと思いますが、あえて質問させていただきます。

(1) 町債については、令和元年79億8,798万4,000円、令和2年度においては、82億3,313万6,000円となり、2億4,515万2,000円増加となっている。要因としては、小学校空調整備、アリーナの空調整備などが挙げられると思う。

令和3年度、4年度においても、多額の財政支出が見込まれているが、令和3年度、4年度の町債見込みを問います。

(2) 令和3年度、4年度の町債の返済は毎年幾らか。また、何年ぐらいの返済見込みになるのか問います。また、実質公債費比率は何%か問います。

(3) 令和3年度における財政調整基金の残高は幾らになるのか見通しを問う。

(4) 広報きほくの財政状況の公表では、広見中学校改築工事など多額の支出を有する物件に関して、公債によっては、3割負担の7割は交付金で算入されるといった情報も載せると、町民の皆さんも安心されるのではないか。

また、実質公債費比率なども6、7年前から6、7年先まで、先は見込みで表示し、中期的な見通しも掲載すべきと思うが、その考えを問います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の鬼北町財政健全化についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の令和3年度、4年度の町債見込みについての御質問ですが、山本議員の御質問にあります町債の現在高については、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計を合わせた普通会計の残高となっておりますので、普通会計ベースで説明をさせていただきます。

令和3年度は、令和2年度までに借り入れた町債のうち、9億2,466万2,000円を償還し、令和2年度繰越事業に伴う町債2億4,090万円を含めまして、19億3,064万8,000円の借入れを予定しております。令和3年度末現在高は、前年度より10億598万6,000円増の92億3,912万2,000円と見込んでおります。

また、令和4年度は、9億3,363万1,000円を償還、当初予算計上額の26億2,077万1,000円の借入れを予定しており、令和4年度末現在高は、16億8,714万円増の109億2,626万2,000円と見込んでおります。

次に、2点目の令和3年度、令和4年度の町債の返済は毎年幾らとなっているのかとの御質問ですが、町債の返済期間については、起債の区分ごとに借入先、償還期限が決まっており、起債の目的ごとに、5年から20年以内で償還を行っております。

令和3年度、4年度の町債については、過疎地域自立促進特別対策事業債が5年、これを除く過疎対策事業債が12年、ほかの起債は、それぞれの償還期限や耐用年数等により10年から20年で償還する予定ですが、合併特例債のうち、学校施設については、耐用年数により20年を予定いたしております。

毎年の返済額については、起債の目的により、償還期限が異なりますので、返済額が変動いたします。

令和4年度から令和6年度は、過疎地域自立促進特別事業の元金及び据置期間中の利子分で、1,180万円から5,250万円に増加し、令和7年度からは、令和3年度借入分の元金償還が始まることにより、1億7,690万円、令和8年度からは令和13年度に最大となり、3億6,940万円を見込んでおります。また、令和14年度から令和16年度は、過疎対策事業債等の償還終了により、3億4,600万円から2億7,850万円に減少し、令和17年度以降は1億1,440万円となる見込みでございます。

また、実質公債費比率については、令和3年度は6.3%、令和4年度は6.6%、元利償還額が最大となる令和10年度には、約10%となる見込みでございます。

実質公債費比率につきまして、実質公債費比率25%以上の団体は、地方債発行が制限され、財政健全化計画の策定が義務づけられ、総務大臣に協議し同意が必要となります。また、実質公債費比率18%以上の団体は、許可団体とされ、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられております。

現在の鬼北町の実質公債費比率は、これらの基準を大きく下回っている状況で、最大となる令和10年度におきましても、10%程度に収まるものと考えております。

次に、3点目の令和3年度末における財政調整基金の残高は幾らになる見通しかとの御質問ですが、今年度、新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費について、1,562万1,000円の取崩しを予定しておりますので、令和3年度末の基金残高は、19億2,456万9,000円となる見込みであります。

次に、4点目の広報きほくでの財政状況の公表についての御質問ですが、国においては、統一的な基準による地方公会計の整備等により、地方財政の見える化の推進が図られております。

本町におきましても、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や、財政マネジメントの強化を図る観点からも、山本議員の御質問にありましたように、より分かりやすい財政情報の開示に取り組み、公表については、グラフや図表により分かりやすく決算数値を示すとともに、決算年度の前後の状況についても掲載してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、山本博士議員の御質問に対する答弁とさせていただきます

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問1、(1)について再質問はありますか。

○6番(山本博士君)

一般会計予算で既に記載されておりますので、令和3年度、4年度の町債見込み、
現在までの合計を伺います。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

すみません。もう1回お願いします。

○6番(山本博士君)

一般会計予算で既に記載されておりますので、令和3年度、4年度の町債見込み、
現在までの合計。

○町長(兵頭誠亀君)

現在高ですか。

○6番(山本博士君)

そうです。合計を聞いてます。

○町長(兵頭誠亀君)

申し上げます。令和3年度末現在高9億2,912万2,000円を見込んでおり
ます。令和4年度末、10億9,626万2,000円を見込んでおります。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

山本議員、質問はありますか。

○6番(山本博士君)

町債、つまり借金です。令和3年度から令和4年度で差引きしますと1億8,7
40万増額になっております。年度によりましては、どうしてもやらなければならない
事業もあり、現在そういった年回りに入ったのかなと思っておりますが、今後、令
和5年度以降もそういった事業計画はあるのか、お伺いいたします。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

答弁で一部お答えをいたしましたけども、名称は変わるかもしれませんが、さ
くら、小松の改修分、それから統合の保育所の付近、保育所の子どもたちとは別個に、
いろんな方々が遊べるような児童交流支援施設というようなものもどうかというふ

うには思っております。それは一部公約でもありますし、そういうふうなものを手がけたいなと思っておるところです。ただ、10億を超えるようなものは、今のところはないと思っております。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問はありますか。

○6番（山本博士君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○6番（山本博士君）

町の財政が健全であるかの判断は、実質公債費比率によるものでよいのか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほどの議員さんの話にもありましたように、実質公債費比率の分子というのは、借金でありますから、それが少ないほうが健全という見方もありますけども、逆にそれがずっと健全であれば、それから先にその町が投資する資本投資というものができてないわけですから、その分は将来的に負荷がかかるということになってまいります。

起債制限比率が低ければ、その分、10年後、20年後にいろんな必要な、先ほど議員が言われましたような、その分が出てくるということで、ある程度の起債制限比率の度合いというものは必要なんじゃないかな。それによって、それぞれの時代の町民の方々へのサービスが提供できておるといような形になるんじゃないかな。

ただ、私が現役のときに総務省のほうに聞いて、起債制限比率の、実質公債費比率の適当なといいますか、安全な部分はどれぐらいなんですかと聞きましたら、そこを明確に答えていただけないんですよ。そこは結局、それぞれの市町の状況、それから経済情勢、そこら辺りで判断してもらいたいと。

もう一つは、後でまた出てきますけども、財政調整基金の金額がどのようなところが適当なんですかという質問をしたんですけども、ここについても専門家の中では、災害のときに1人当たり10万円なり、20万円を個人個人に出して、緊急避難できるような金額が財調じゃないかという方もいらっしゃるし、それ以外に、住宅を一般町民の中の半分ぐらいの分が建てられるぐらいの分を必要とするといようなこともいらっしゃるんですけども、実際に愛媛県内でそれほどの財調を持っているとこ

ろはございません。

ですから、なかなかそこが一概には言えないんですけども、旧の広見町でおけば、今20億ですけども、合併するときの人口が1万人そこそこだったんですけども、そのときの財調が1億3,000万でした。今の10分の1以下です。

その後、日吉村、もうあのときは多分2億弱やったと思うんですけども、その分を含めまして、3億程度で合併をいたしまして、これまで合併特例としての財調の積み増し、また、しっかりと財政運営をしてもらって、これから先に係る施設の負荷というものをある程度我慢してやっていただいた。その中で、やったのが、ここの甲岡町長さんがやるときのこの施設ですね。役場庁舎の改修というものがあったわけでありまして、50年に一度の中学校の改修というのは、避けられないわけでありまして、この分のときには、どうしても10%になっているということは、想像はしておりましたけども、これまでの間に公共施設の基金というものも8億を積み立てることができましたので、それぞれ議会の方の御理解をいただきながら、必要な基金は積み立てておるつもりでございます。

ただ、数字的に10%になるということで、議員さんが言われるとおり、町民の方々が危惧されるころは分かっておるんですけども、大きな事業を家庭でもするときには、どうしても借金は増えるということはあってしかりでありますので、議員さんが先ほど言われたように、致し方ない部分ということで私も理解をいたしております。

現在の愛媛県内で10%を超えておるところは、西予市10.5、久万高原町11.1、今治市11.6、東温市11.6、上島町12.9、大きな合併をしたところ、また合併をしたところは、合併特例債を使っているんなサービスを提供して新しい町を魅力的あるものにしていこうということでやっていると思うんですけども、鬼北町も今必要な部分をどんどんやって、また必要な部分以外の文化的な創造するような部分もしていかなければならない。いろんな部分の分をやるべきじゃないか。公約に掲げた部分と、今必要な部分というものを議員さん方、町民の方々と協力しながら私はやっていきたいなと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問はありますか。

○6番（山本博士君）

町民の皆さんには、実質公債費比率と言ってもなかなか分からない方もおられるので、確認をいたしました。先ほど町長の説明にもありました、早期健全化基準2

5%があり、この基準を1つでも上回れば、財政健全化計画の策定が義務づけられ、地方債の起債が制限されるようになるとありました。

また、先ほどの説明にも出ました、18%という基準もありましたが、実際、公債費比率はそれよりも低く、財政は健全であると町長も言われまして、安心をいたしました。

それぞれ先ほど町長の説明にもありましたように、市町では人口も違いますし、財政規模も違います。そういった中で、鬼北町独自のこの線は越えてはならないという基準は考えられているのか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

私、就任のときに、この議会でも申し上げたのは、これまでの間、松浦町長さん、甲岡町長さんがしっかりと事業をされた後に、財政調整基金というものを20億足らず蓄えておられました。これをこれ以上、積み足すことは私はしたくないというか、いろいろと事業を展開し、今生きていらっしゃる方にサービスを提供するということを約束させていただきますということを申し上げたんですけども、逆に、この20億というのは、災害のときに必要なんじゃないかなと思って、ここを絶対に決算上、取り崩さない。予算上は2億、3億を入れることはありますけども、ただ、それは不用額として調整する部分ということはあるんですけども、この20億を何とかしっかりと守っていくというのが私のルールというふうに私は思っております。

ただ、コロナウイルスの感染症については、これは逆に今は財源を取り崩してでも困った方の支援をするべきだということは、議員さん方も同じ御意見でありましたので、そこについては御了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問はありますか。

○6番（山本博士君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問1、（3）について再質問はありますか。

○6番（山本博士君）

昨年11月の広報きほくにも掲載されておったんですが、今後の財政安定化のために大変この基金は重要であると私も考えております。

今後、目的に応じたそういった積立てを図っていくのか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

危惧をしていただいておりますといたしますか、公債費が増えますので、これから先は建物のハード分についての投資というものは、多分来年、再来年が山場となると思うんですけども、そこには起債がされないようなところで、公共施設の基金を取崩しすると。これから先は公債費が増えますので、やはり減債基金というものをこれからは積み立てていくと。これは元金の償還が始まります3年後なり、5年後なりに、少しでも間に合うように、減債基金を5,000万なり、七、八千万はどんどん積み立てていって、一番マックスになります令和10年度までのそのときに、随時取崩しをしていくということが必要なんじゃないかなというような計画は立てようかなと思っています。

ですから、これからの基金というのは、公共施設の基金ではなしに、減債基金のほうに積み立てるといふふうに切り替えていくのが必要だと私は思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問はありますか。

○6番（山本博士君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問1、（4）について再質問はありますか。

○6番（山本博士君）

工事入札結果として何億、何十億の工事と掲載されておりますが、町民の皆さんはそのまま町の負担として解釈される方も多いかと思います。交付金、補助金のあるものについては、そういった情報も必要かと思います。また、実質公債費比率は財政健全化判断比率として中期的な見通しも立てておかなければ、どれぐらいの事業規模の計画を立ててよいのか分からなくなってしまいます。

また、実質公債費比率の掲載方法も、もう少し町民に分かりやすく、見やすく工夫すべきと思いますが、どうお考えか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

実際に現在の国、地方財政をつかさどってもらっています総務省のほうの地方財政制度については、本当に中身が難しいというか、複雑な部分があって、議員さんが言われるとおりに、なかなか町民の方には理解してもらえない、理解してもらえないところがあると思うんです。

ただ、逆に、国庫補助事業だけではなく、地方創生として町単独事業として地方の考え方というものを限界まで尊重しましょうというのが、多分、例えば現在であれば、合併特例債、または昔で言いましたら、地域総合整備事業債とか、そういうふうな起債がなろうかと思うんです。

そういうものが例えば元利償還金の70%過疎債、または地方債が5割とか、辺地債は8割とかいうもの、本当に細かいところがあって、なかなか説明しづらいところがあるんですけども、ただ、ここに3%とか、5%というのが、結局分母が多くなるか、分子が多くなるか、借金を返すのが分子なんですけども、それを多くなるところ、分母が多くなるところというものをもっと分かりやすく説明できればいいのかなというふうには思うんですけども、今までそれを各スタッフ、担当が指示はしとるんですけども、なかなかうまくはいってないのが現状ですね。

ただ、必要な部分といいますか、理解をしてもらうように努力することは必要だと思いますので、これからも努力は続けていきたいなと思います。

あとごめんなさい。いいですかね。財政健全ということで、1つ目の兵頭議員さんの質問にもかかるんですけども、言うたら、今は普通会計の話ですけども、例えば水道の借金の返済というものも今日話題にのってましたけども、それも含めて、例えば施策として水道の料金を下げるのであれば、一般会計からじゃ税金を投入してということも考えられるわけです。それが本当にいいのかどうか。もし、水道は今まで例えば近隣の市町のように、松前町のように、スマート的な町で、集約された町であれば、投資効果は高いんですけども、鬼北町のように集落が散在し、また、家々が散在したところについては、水道の資本投資は高くなる。それはもちろん当然なんですけども、それでも高いけん下げようということであれば、議員さんのほうで議論していただいて、一般会計から必要以上の繰り出しをして下げることは可能でありますけども、ただ、これまで鬼北町はそういうことをしたことはございません。やはり会計単独の原則として、それはそれとしてやっていく、または、国保の会計のほうでも、それから介護の会計のほうでも、国が定められた基準どおりに、一般会計から繰り出しをし、税金を投入してやっておるということでありまして、この起債のほうでも、国の制度に基づいて交付税のほうは頂いて、その分をしっかりと町民の方に御理解いただくという点では、議員さん方といろいろ議論をして、どの施策が一番大切なのかということも知らせていくことも情報伝達としては必要なんじゃないかなということを申し上げたかったわけです。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問はありますか。

○6番（山本博士君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

これで山本博士議員の質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第6、議案第4号、鬼北町サテライトオフィス等設置条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第4号、鬼北町サテライトオフィス等設置条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

観光振興及び起業創業支援等による商工振興の拠点として、町外からの来訪者並びに鬼北町内の住民及び事業者が集い交流できる場を創出することによる地域の活性化、人の流れを生み出すことによる経済振興を目的として設置する、サテライトオフィス等の適正な管理運営を図るため、条例を制定するものでございます。

制定する条例内容の詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

それでは、鬼北町条例第1号、鬼北町サテライトオフィス等設置条例制定についてを御説明いたしますので、議案書2ページをお開きください。

条例の概要について御説明いたします。

まず、第1条では、設置の目的を規定していますが、先ほど町長が提案理由の中で説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

第2条では、施設の名称と位置を記しております。

第3条では、オフィス等で行う事業についてを規定しております。

第4条では、利用者の許可についてを、第5条では、利用の不許可についてであり、各号に該当する場合は、利用を許可しないと規定しております。

第6条では、目的外利用等の禁止を定め、施設の目的外利用、権利の譲渡、転貸しをしてはならない旨を規定しております。

第7条では、利用者の義務を規定いたしております。

第8条では、利用の許可の取消し、利用の中止についてを定めております。

第9条では、施設の管理について、第1項で、指定管理者に行わせることができることを規定し、2項で、指定管理者が行う業務、3項では、適正に施設の管理を行うことを規定しております。

第10条では、施設の使用料についてを定めるものでございます。使用料につきましては、別表に定めるところでございます。

第11条では、使用料の還付について。

第12条では、指定管理者が別表に定める額を上限とし、利用料金を定めることができる規定としております。

第13条では、町長は、指定管理者を指定したときは、利用料金を指定管理者が収入として收受させることができる規定を設けております。

第14条では、利用者に対する原状回復の規定を。

第15条では、利用者に対して故意又は過失により施設を汚損、毀損し、又は滅失したときのその損害賠償義務の規定を。

第16条では、損害補償についてを定め、利用者の所有物品等に生じた損害については、保障しない旨を規定しております。

第17条では、委任についてで、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めることを規定しております。

以上、条件法則の概要の説明を終わります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

また、使用料等に関する特例措置といたしまして、第10条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和4年4月30日までのオフィス等の使用に係る使用料は、無料とする。

以上で、鬼北町条例第1号、鬼北町サテライトオフィス等設置条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第4号、鬼北町サテライトオフィス等設置条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号、鬼北町公営塾の設置及び管理運営に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第7、議案第5号、鬼北町公営塾の設置及び管理運営に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

地域の子もたちの学習意欲の高揚と学力の向上、将来の地域を担う人材育成を図ることを目的として設置する公営塾の適正な管理運営を図るため、条例を制定するものであります。

制定する条例内容の詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○企画振興課長(二宮 浩君)

それでは、鬼北町条例第2号、鬼北町公営塾の設置及び管理運営に関する条例の制定についてを御説明いたします。

議案書の8ページをお開きください。

条例の概要について御説明いたします。

まず、第1条では、設置の目的を規定しておりますが、先ほど町長が提案理由の中で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

第2条では、施設の名称と位置を。

第3条では、公営塾で行う事業についてを。

第4条では、利用者については、公営塾の生徒は、北宇和高校在学の生徒に限定することといたしております。

第5条では、使用料を規定し、使用料は、月額3,000円とするものです。

第6条では、利用料の減免についてであり、使用料の免除と猶予についてを規定しております。

第7条では、利用者の利用に対する義務規定を。

第8条では、施設利用者の施設破損等に関する損害賠償義務の規定を。

第9条では、利用者の所有物品等に生じた損害補償の規定を。

第10条では、公営塾の管理について、第1項で、指定管理者に行わせることができることを規定し、2項で、指定管理者が行う業務、3項では、適正に施設の管理を行うことを規定しております。

第11条では、委任についてで、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めることを規定しております。

以上で条例法則の概要の説明を終わります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で鬼北町条例第2号、鬼北町公営塾の設置及び管理運営に関する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（福原良夫君）

今の説明で6条関係なんですけど、災害等の事情であって納入ができない場合は免除するとありますけど、これ親が離婚をしたとか、死亡したとか、そういうのも一応含むということですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（二宮 浩君）

ただいまの質問にお答えいたします。

その他の部分で検討するというところで協議をさせていただいたらというふうに思います。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほかありませんか。

○5番（末廣 啓君）

第5条の利用者は使用料を支払うものとする。使用料と表記されておりますが、これは北宇和高校の生徒が通うものであって、利用料とか、受講料とか、月謝みたいなものですが、利用料とか、受講料などの表記のほうが適当じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、もう一つは、これ運営は鬼北町のほうでされると思うんですけども、当然いろいろな支出が伴うものと思われませんが、収支計画はどういうふうな状況になっておるのかお聞きできればと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（二宮 浩君）

まず1点目、使用料が、利用料とか、受講料とか、月謝ではどうかということでございましたけれども、これにつきましては、県内の各公営塾を運営している施設があるわけなんですけれども、地方自治法の中で、そういった公の施設、公共施設、今回北宇和高校は地域が見守る施設、心ゆたかに育む施設というふうなことで、公共施設ということで、前回の議会でも御説明させていただきましたけれども、というふうな位置づけをさせていただいております。

そういった中で、地方自治法の中で、そういった公共施設の制定をする場合、条例の条文は、利用料とか手数料は、使用料とするというふうなことで規定されております。ですから、今回の鬼北町が運営します公営塾につきましても、使用料として取り扱わせていただきました。

県内の三崎高校とかもこういった公営塾を開いておりますけれども、そういった使用料として規定をさせていただくというふうな状況です。

それと、収支計画でありますけれども、基本的に1年間の予算を担当のほうで立てております。それで、基本的には給料。要は、講師の給料と経常的経費ですね。例えば光熱水費とか、通信運搬費、あとは複合機の借上料、そういったもろもろの支出がございますけれども、給料等につきましては、本年度は地域おこし協力隊を雇用するというふうなことで考えておりますので、給料等については、全て特別交付税で賄うことと予定しております。

あと経常的経費につきましては、先ほど申し上げましたように、光熱水費とか、通信運搬費それぞれの借上料で150万、1年間に係る経費を見込ませていただいております。

あと収入なんですけれども、明後日の当初予算でも御説明いたしますけれども、30人で、先ほど申し上げました3,000円、12か月、108万円を収入として予定させていただいておりますので、先ほどの150万の試算と108万を引きますと、約42万程度マイナスになるかなというふうには考えておりますが、今年度の新入生、北宇和高校生が70名近く、在校生が180名近くで260名近くになると聞いております。260分の30人の予定ですので、今後50人から70人、80人と受講生が増えることによって収入も増えますので、運営的には十分やっていけるのではないかなというふうな計画でございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、よろしいですか。

○5番（末廣 啓君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほかありませんか。

○4番（中山定則君）

条例にこの利用時間等、利用期間、そういうのがないんですが問います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（二宮 浩君）

ただいまの時間等についてでございますけれども、あくまでも今回は管理運営に関する条例に載せるものは、使用料までとなっておりますので、今後そういった時間等につきましては、受講者のアンケートを取り、また保護者にもアンケートを取り、先

ほど申しあげましたように、人数が確定し、そして生徒さんによってカリキュラムを決定したり、また、数学、英語そういったものも全てそれぞれ決めていかなければなりません。あと部活動の子たちを受け入れるというふうな時間設定もございますので、そういったものにつきましては、新たな規則を設けまして決定していくべきではないかというふうに考えております。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○4番（中山定則君）

反対の立場で討論いたします。

鬼北町として、県立北宇和高等学校の公営塾等を設置することに反対するものです。

町としては、ほかの方法で存続についてバックアップすればいいんじゃないかと思
います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、討論ありませんか。

賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第5号、鬼北町公営塾設置及び管理運営に関する条例の制定について
を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（芝 照雄君）

起立多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

再開を午後1時とします。

休憩 午後00時02分

再開 午後 1時00分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第6号、鬼北町有害鳥獣処理施設条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第6号、鬼北町有害鳥獣処理施設条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

有害鳥獣の処理に伴う捕獲者等の負担軽減を図ることにより、有害鳥獣の駆除を推進し、その被害を防止することを目的として、鬼北町有害鳥獣処理施設条例を制定するものであります。

制定する条例内容の詳細につきましては、農林課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○農林課長（松本秀治君）

それでは、鬼北町条例第3号、鬼北町有害鳥獣処理施設条例につきまして御説明をいたします。

11ページをお開きください。

この条例は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、捕獲された鳥獣の処理に伴う捕獲者等の負担軽減を図り、有害鳥獣駆除を推進し、有害鳥獣による被害を防止するための施設設置について条例を制定するものであります。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

鬼北町有害鳥獣処理施設条例、第1条は、施設の設置について定めるもので、第2

条には、施設の名称及び位置について定めております。

第3条では、施設で行う業務について定めており、第4条には、施設に搬入できる搬入物について定めております。

第5条、第6条、第7条では、施設を利用できる者の資格と施設の利用許可、施設の利用制限について定めております。

第8条は、施設の利用許可の取消し等について定めており、次の第9条には、指定管理者による管理について、また、同条第2項では、指定管理者が行う業務について定めております。

次の第10条では、処理手数料について定め、第11条、第12条で、損害賠償の義務と損害補償について定めております。

次の第13条で、委任について定め、附則では、この条例の施行日を令和4年4月1日から施行することを定めております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

第10条で、処理手数料の額は無料とするということになっておるようですが、捕獲許可を受けていない者は、10条の別表のとおり3,000円、1,500円、500円というものがかかるということの理解でよろしいでしょうか、お尋ねします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長（松本秀治君）

この無料とするというのは、猟友会の方々が、法令に基づいて鬼北町の猟友会の方は無料にするということになっております。そのほか、鬼北町以外の方々が持ち込むものについては、手数料を頂くというような位置づけにいたしております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

そうしたら宇和島市、松野町、愛南町から持ち込む場合は、別表のように処理料がかかるということの理解ですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長（松本秀治君）

この施設自体、減容化施設自体が鬼北町に設置しまして、鬼北町が支出して建てておるといふものでありますので、減容化施設自体はある程度処理するのに経費がかかりますので、鬼北町外から持ち込むものについては、手数料を頂くということになっております。

先ほどありました、猟友会以外の方ということなんですけど、基本的には、鳥獣害は猟友会の方々以外は捕獲とかできませんので、法令に基づいて猟友会の方々が捕獲したものを有害鳥獣ということで処分するという形になります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

そうしたら一般の者が交通事故とか、家の近所にそういうものが現れて処理した場合、持ち込むことは可能ではないということですか。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁をいたします。

○環境保全課長（森 明君）

今ほどの御質問なんですけれども、動物で死亡した場合、こうした場合は、一般廃棄物ということで処理されていますので、そういった場合につきましては、今現在宇和島市の環境センター等がありますので、そちらへの持ち込みということになりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

今、課長が言われたんですが、ちょうど近くに施設があるのに宇和島まで持っていくけないけんというのも、ちょっとどうかなと思うんですが、その辺どうですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長（松本秀治君）

これは法律上、基づいて処理しておりますので、こういった場で、そういったいろんな御意見は分かるんですけど、法律に基づいて処理するということが原則でありますので、近いから遠いからということではなく、あくまでもこれは有害鳥獣を処理する施設ということですので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

はい、了解です。

○議長（芝 照雄君）

そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号、鬼北町有害鳥獣処理施設条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号、鬼北町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第7号、鬼北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が令和4年4月1日に施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、改正内容につきまして、お配りしております新旧対照表で御説明を申し上げます。傍線箇所をご覧ください。

鬼北町個人情報保護条例の第2条第1号では、個人情報について定義しておりますが、引用しております行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、新たに個人情報の保護に関する法律に定められることとなったため、改正するものです。

次に、同条第6号では、事業者について定義しておりますが、先ほどと同じく、引用しております独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、新たに、個人情報の保護に関する法律において定められることとなったため、改正するものです。

第30条につきましても、統計法の規定が改正されたことにより、当該規定を引用している部分について所要の改正を行っております。

議案書14ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号、鬼北町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第8号、鬼北町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第8号、鬼北町特別会計条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○建設課長（上田 司君）

それでは、鬼北町条例第5号、鬼北町特別会計条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

16ページをお開きください。

今回の改正は、鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

説明はお配りしております別紙新旧対照表資料（議案第8号）で行いますので、ご覧いただきたいと思っております。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正案の欄に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

今回第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げるよう改正いたしました。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものとし、経過措置といたしまして、改正前の鬼北町特別会計条例第1条第3号の規定に基づく鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計の令和3年の分の収入、支出及び決算につきましては、なお従前の例によるものごさいます。

以上で鬼北町条例第5号、鬼北町特別会計条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（松浦 司君）

この廃止をする経緯と、それと廃止をする意図、そして債務者の人数と残高を教えてください。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

廃止に伴います経緯につきましては、住宅新築資金貸付を昭和50年から平成8年度の22年間にわたって行っておりましたが、最後の8年度において貸付けをいたしました償還が、今年度をもちまして終了いたします。今後の対応につきましては、貸付金の回収に関係する事務のみを行うことから、令和4年度以降は一般会計において事務を行うということで廃止をいたしました。

滞納の件数でございますが、現在滞納件数としては11件、新築資金が7件、改修資金が4件となっております。未納額につきましては、現年度分が2万3,071円、過年度分につきましては2,305万8,651円、合計で2,308万1,721円となっております。

以上です。

○10番（松浦 司君）

内容は分かりました。償還が終わるということではありますが、まだ貸付金は残っているということなので、それを一般会計に組み入れるということは、同じく回収に向

けて努力をしていただかないといけないと思いますが、これを特会を外してしまって、そこら辺がうやむやになることはないでしょうかね、町長。

○町長（兵頭誠亀君）

鬼北町に限らず全国で、これから先、どんどん会計から外れるところはあると思うんですけども、議員が御指摘のとおり、一般会計のほうで管理をしていくということで、しっかりとチェック体制を整えていきたいと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

○10番（松浦 司君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号、鬼北町特別会計条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第9号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第9号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（那須周造君）

それでは、鬼北町条例第6号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明をいたしますので、議案書17ページをお開きください。

今回の改正につきましては、令和3年厚生労働省令等の施行において講じられた、家庭的保育事業等での保育が適切かつ確実に行われ、家庭的保育事業等での保育の提供が終了した後も必要な教育、または保育が継続的に提供されるよう連携、協力を行う保育所、認定こども園を確保しなければならないが、一定の要件を充たした場合の例外規定等の整備であり、主な改正点について御説明をさせていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明をいたしますので、そちらをご覧ください。

ちょっとお詫びなのですが、この新旧対照表にページが打ってなくて、全部で5ページの構成になっております。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正をするものでございます。

2ページから3ページをご覧くださいと思います。

保育所等の連携第6条第4項は、家庭的保育事業等で保育を受ける子どもたちについて、町長が卒園後に保育所などを優先的に利用できるようにするなどの措置を講じている場合は、受け皿連携施設の確保が不要となる規定を追加、明確化する所要の規定の整備でございます。

次に、3ページから5ページをご覧くださいと思います。

第29条第3項及び第31条第3項並びに第44条第3項、第47条第3項は、それぞれに規定する保育士の数を算定するに当たって准看護師を新たに加えるものでございます。

続きまして、第37条第1項第4号に、提供する保育として、保護者の疾病、疲労、その他の身体異常、精神異常もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合を追記するものでございます。

次に、電磁的記録、第49条については、家庭的保育事業等の子ども子育て支援を行う事業者等の業務負担の軽減等を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等について電磁的方法による対応も可能である旨の規定を追加整備するものでございます。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書18ページにお戻りください。

附則について御説明をいたします。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で鬼北町条例第6号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議よろしくお願いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第10号、鬼北町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一

部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、議案第10号、鬼北町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例第2条第3項に規定する使用料について、平成17年1月1日から遵守していたが、金額の設定が大まかであり、実際の距離と金額に公平さを欠くため、よりよく患者サービスが提供できることを目的として改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（那須周造君）

それでは、鬼北町条例第7号、鬼北町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について御説明をいたしますので、議案書19ページをご覧ください。

今回の条例改正は、鬼北町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例第2条第3項に規定する、往診のため使用する自動車の使用料の額について、現行5キロメートル以内、5キロメートル以上と、金額の設定が大まかであり、実際の距離と金額に公平さを欠くため、患者にとってよりよく公平なサービスが提供できるよう所要の改正を行うものでございます。

別紙の新旧対照表に基づき説明をいたしますので、そちらをご覧くださいと思います。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、第2条第3項第1号の500円を、1キロメートル100円とし、1キロメートル又はその端数を増すごとに100円を加算する。

(2)第2号の800円を、5キロメートル500円とし、1キロメートル又はその端数を増すごとに50円を加算するように改めるものでございます。

また、同条第5項第2号の在宅訪問看護分は、往診時に含まれるものとみなし、削除、規定を整備するものでございます。

新旧対照表での説明は以上でございます。

議案書20ページをご覧くださいと思います。

附則について説明をいたします。

この附則は、令和4年4月1日から施行する。

以上で鬼北町条例第7号、鬼北町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議よろしくお願いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号、鬼北町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第11号、鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第13、議案第11号、鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条の規定に基づき、消防団員の処遇改善を図るため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、危機管理課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○危機管理課長（水野博光君）

それでは、鬼北町条例第8号、鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書22ページをお開きください。

今回の改正は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律13条及び令和3年4月13日付で発出されました消防庁長官通知、消防団員の報酬等の基準の策定等に基づきまして、消防団の処遇を改善するため、改正を行うものであります。

説明は、本日お配りしております別紙新旧対照表（資料）、議案第11号で行いますので、そちらをご覧ください。

左に現行、右側が改正案になっております。

現行第12条では、報酬を、第13条、費用弁償のうち第1項で出動報酬を定めておりましたものを、改正案では、第12条にまとめまして、第1項で団員の報酬を年額報酬と出動報酬と定める。

第2項で年額報酬を別表第1で定める。

第3項で、出動報酬を別表第2で定めることとしております。

第13条、費用弁償につきましては、第1項が第12条へ移った関係で、現行の第2項を改正後、改正案では、第1項へ繰り上げております。

第17条、服務規律につきましては、国の条例改正に合わせて文言を改正しております。下線の部分を改正しております。

新旧対照表裏面2ページをご覧ください。

団員の年額報酬のうち、改定をする者は、階級下から3つであります。一番下、その他の団員、班長、部長、この3つについて見直しを行います。副分団長以上の階級につきましては、現行の金額が既に普通交付税の算入単価及び全国平均を上回っていることから据置きとしております。

まず、一番下の階級になります、その他の団員について、これまで2万3,000円であったものを、3万6,500円に改正しております。この額が、今回国から示された標準額として、普通交付税を算出する際の単価と同額となっております。

班長、部長につきましては、その階級に応じて金額が段階的になるよう、それぞれ班長を2万9,000円から3万9,000円、部長を3万9,000円から4万6,0

00円に改正をしております。

次に、別表第2をご覧ください。

出勤報酬の見直しを行っております。これまで災害出勤、訓練ともに一律1回2,200円としておりましたが、改正案では、出勤報酬と行方不明者の捜索について、国から示された標準額1日当たり8,000円を基準としまして、実態に即した支給体系とするため、時間により段階的に4時間未満を4,000円、4時間以上8時間未満を6,000円、8時間以上を8,000円としております。

また、警戒、訓練につきましては、業務の負荷や危険性、活動時間を勘案して、これまでどおり2,200円としております。

議案書22ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○11番（赤松俊二君）

今ほど説明を受けましたが、今ほどの説明で出勤の区分けなんですけど、今回1回につきから、別表の第2のような形になったわけですが、今ほどの説明では、実態に即した出勤費用弁償を行うということですが、それぞれの火災、災害、行方不明者の中において、それぞれの、まあ言ったら、判断基準ですよ。時間で4時間、今までは1回につきということで分かりやすかったんですけども、今回時間で区分けをされたというその判断基準、例えば火災であれば、防災無線で火災の知らせをし、そしてまた、防災無線で鎮圧という放送があった。それが、まあ言ったら、今回の出勤の区分け、その時間帯なのか、それとも、そこで指揮隊長なり、団長なり、分団長が分かれの号令で、その間が時間の、大まかにはなると思います。そのとおりにはなるとは思いませんが、そこら辺の判断基準、それぞれの災害についてお伺いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（水野博光君）

出動の時間のことなんですけれども、今現在消防団幹部と話し合っておる内容は、出動の始めの時間を緊急放送、放送が鳴った時間としまして、あと終了時刻を詰所に帰ったときまでというふうに想定をしております。想定外のパターンもいろいろ出てこようかと思いますが、ちょっと運用をしながらそこら辺は改善していけたらと考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○11番（赤松俊二君）

それぞれ行方不明者というか、水害、それもそうですか。

○危機管理課長（水野博光君）

そうですね。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、よろしいですか。

○11番（赤松俊二君）

再度、行方不明者、水害等についてもそういう考えでよろしいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（水野博光君）

今回この時間で4時間未満、4時間から8時間、8時間以上という区分けにつきましては、県下20市町のうち、13団体はうちと同じ区分けにしております。あとほかの団体については、途中の6,000円がないとか、あるいは、もうちょっと2時間未満は2,000円であるとかというふうな分け方もあるんですけども、その時間の取り方はもうそれぞれの市町によって違っております。

実際に運用してどうなるか分からない部分もこれから出てこようかと思ひますので、水害、それから行方不明者の捜索につきましても、実際やってみて、これじゃ都合が悪いなということがあれば、団のほうと協議をして改善していきたいと思ひますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、よろしいですか。

○11番（赤松俊二君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑は。

○9番（程内 覺君）

報酬についてですが、これは団、部、個人、どこに振り込まれますかお尋ねします。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（水野博光君）

支給の方法についてかと思うんですが、条例上、定めはないんですけれども、先ほど申しあげました、令和3年4月13日付の消防庁長官通知のほうから、団員個人へ支給することと明記されておりますので、令和4年度からは個人へ振り込むことと考えております。

これに基づきまして、団員全員分の個人番号、それからマイナンバーの登録が必要になりますので、その登録完了次第、4年度からは個人への振り込みとしたいと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

従前は今言われたように、部とか、団とかのおのにおのに支払われて支給されていたと思うんですが、やはり個人に支給されるのが望ましいことと思いますので、そのようになればいいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁は要りませんね。

○9番（程内 覺君）

議長、4年度からはそういうふうになる。個人に支給するというのであれば、それで結構だと思います。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号、鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第12号、令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第14、議案第12号、令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由の説明をいたします。

令和3年度も年度末を迎え、本年度予定いたしておりました事務事業も繰越しを予定している一部の事業を除いて、完了、または最後の仕上げの段階に入っており、最終的な調整を行うため、補正予算を編成したものであります。

歳出につきましては、決算を見通し、物件費、補助費等を増減調整いたしますとともに、事業の確定及び完了に伴い、事業費等を減額いたしております。

歳入につきましては、事業の確定に伴い、国・県支出金、町債等の調整を行うものであります。

また、年度内の完了が見込めない事業につきましては、繰越明許費として計上するとともに、地方債につきましても、事業の確定に伴い、限度額の変更を行うものであります。

債務負担行為につきましては、事業の確定に伴い、限度額等を変更するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ2億5,260万円を減額し、予算の総額を94億7,910万円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、はじめに、第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、歳出予算から説明いたしますので、22ページをお開きください。

今回の補正は、決算見込みに伴う不用額の調整などが主なものとなっております。追加補正につきまして、主なものを説明させていただきます。

1款、議会費は、決算見込みにより所要の補正をしております。

2款、1項、1目、一般管理費、18節、退職手当組合負担金380万円は、一般職の退職に伴う退職手当組合負担金であります。

23ページ、2款、1項、5目、24節、減債基金積立金に1億3,286万2,000円を、公共施設等整備管理基金積立金に8,460万円を計上するものであります。

同項、6目、企画費、7節、報償金234万9,000円。

24ページ、11節、手数料300万円は、ふるさと納税増額に対する返礼金経費及び取扱手数料を計上するものです。

25ページ、同項、15目、近永駅周辺賑わい創出事業費、12節、北宇和高校教育寮活用材製材委託料263万1,000円は、寮建設に係る資材として北宇和高校学校林より搬出した原木の製材に要する経費です。

同項、16目、諸費、18節、宇和島地区広域事務組合負担金2,590万2,000円は、鬼北町負担額が確定したことから、所要額を追加補正するものです。

26ページ、2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費、12節、電算システム改修委託料271万2,000円は、住民基本台帳システムによる転入・転出手続を一元化するための改修費用です。18節、地方公共団体情報システム機構負担金167万9,000円は、マイナンバー交付事務等に係る機構への負担金です。

27ページ、3款、1項、1目、社会福祉総務費、18節、生活福祉給付金1,966万円の減額は、決算見込みにより減額をいたしております。

29ページ、3款、2項、1目、児童福祉総務費、18節、子育て世帯生活支援特別給付金1,535万円の減額は、決算見込みにより減額をしております。

31ページ、4款、1項、5目、保健衛生施設費、12節、設計委託料412万5,000円は、日吉保健センター空調設備改修に係る設計経費を計上しております。14節、日吉保健センター衛生施設整備工事請負費340万8,000円は、トイレ改修に係る経費を計上しております。

同項、7目、診療所費、27節、診療所特別会計繰出金588万8,000円を追

加計上するものです。新型コロナウイルス感染症の影響により診療収入の減に対する繰入金です。

32ページ、同項、8目、病院費、18節、病院事業会計負担金2,351万円の減額は、決算見込みにより繰入金を減額しております。

35ページ、5款、2項、2目、林業振興費、14節、道の駅施設整備工事請負費188万3,000円は、道の駅森の三角ぼうし、高圧受電設備更新に係る経費です。24節、森林環境譲与税積立金に1,064万9,000円を計上するものです。

6款、商工費は、決算見込みにより所要の補正をしております。

39ページ、7款、4項、3目、鬼北総合公園費、12節、外壁調査業務委託料220万円は、鬼北総合公園体育館外壁の全面打診調査を実施するものです。14節、鬼北総合公園遊具撤去工事請負費92万4,000円は、損傷し使用できない遊具について撤去するものです。

8款、消防費は、決算見込みにより所要の補正をしております。

43ページ、9款、4項、2目、公民館費、12節、外壁調査業務委託料68万2,000円は、近永公民館外壁の全面打診調査を実施するものです。

45ページ、10款、災害復旧費につきましても、事業の確定により所要の補正をしております。

次に、歳入予算について説明いたします。

11ページにお戻りください。

1款、町税、6款、法人事業税交付金につきましては、決算見込みにより所要の補正を行っております。

9款、地方特例交付金については、新型コロナウイルス感染症対策として、事業者に対し固定資産税減免特例措置が実施されたことによる町税減収分に対し交付金として措置されたものです。

10款、地方交付税については、国の補正予算で臨時経済対策費が創設され、追加交付されたものです。

12ページ、12款、分担金及び負担金、13款、使用料及び手数料につきましても、決算見込みにより所要の補正を行っております。

13ページ、14款、国庫支出金から、18ページ、15款、県支出金までは、国・県負担金及び補助金並びに委託金について、事業の確定に伴い、所要の補正を行っております。

18ページ、17款、1項、1目、総務費寄附金、1節、ふるさと納税寄附金29

2万円は、寄附の増を見込んでおります。

20ページ、21款、町債、補正額6,260万円の減額は、決算見込みにより補正をしております。

次に、第2条、繰越明許費について説明いたします。

6ページをお開きください。

第2表の繰越明許費は、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰越して使用できるよう、28事業、12億7,611万4,000円を繰り越すものです。

次に、第3条、債務負担の補正について説明いたします。

7ページをご覧ください。

第3表、債務負担行為の補正は、10、中小企業振興資金保証料補給について、令和3年度借入分を追加し、下表の事項について各事項について事業確定に伴い、期間及び限度額について変更をするものであります。

次に、第4条、地方債の補正について説明いたします。

8ページをご覧ください。

第4表、地方債の補正は、事業の確定に伴い限度額を変更するものです。

起債の方法及び利率並びに償還方法については、補正前に同じです。

最後に、給与明細費について説明いたします。

46ページをお開きください。

1の特別職について説明いたします。比較の欄の説明といたします。

その他の特別職について職員159人、報酬578万4,000円を減額するもので、これは39ページにあります8款、1項、1目、1節、消防団員報酬353万3,000円の減、40ページにあります8款、1項、3目、1節、災害出動報酬213万8,000円の減が主な要因です。

次に、47ページ、2の一般職についても、給与費、共済費について、決算見込みにより所要の補正をしております。

給与費のうち、報酬991万円の減は、ALT職員がコロナ禍により赴任できないこと、また、コロナにより節安ふれあいの森等での雇用がなかったことが主な原因になります。給料1,874万1,000円の減は、主に年度内退職者、育児休暇取得者の増によるものです。職員手当1,178万円の減は、人事院勧告により期末手当が減額されたことが主な要因であります。

以降については、お目通しください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

再開を午後2時10分とします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（山本博士君）

29ページ、3款、2項、1目、18節、子育て世帯生活支援特別給付金、先ほどは決算見込みということで説明があったのですが、もう少し減額の理由を詳しく説明をしていただければと思います。

あと2点あるんですが、P36、6款、1項、18節、中小企業応援給付金、えひめ版応援金給付事業費補助金、これも減額となって、これ何か使われにくいんじゃないかなと感じておるんですが、その辺の説明をお願いします。

あと1点、39ページ、7款、4項、3目、鬼北総合公園遊具撤去工事請負費とありますが、何を撤去されるのか。また、その後、何か造られるのかお聞きします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

3点であると思いますが、3款、2項、3目、子育て世帯の関係については、町民生活課長が、6款、1項、2目、商工関係につきましては、企画振興課長が、7款、4項、3目の総合公園の関係については、教育課長がそれぞれ説明をいたします。

○町民生活課長（那須周造君）

それでは、私のほうから、3款、2項、1目、18節の子育て世帯生活支援特別給付金の減額理由について御説明を申し上げます。

今回のおさらいでございますので、どういった方が対象になったかということの説明を申し上げたいと思います。

令和3年3月31日時点で18歳未満の児童で、障がい者の場合には20歳未満を養育する父母等、なお、令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になっております。

そして、令和3年度住民税が非課税の方、また、コロナの関係で家計急変の状態になり、住民税非課税相当の収入となった方々も今回の対象としておりました。

それで、当初予算5万円の400人分を予算を計上しておりました。ちょうど金額は2,000万円ですが、そのうち、ひとり親世帯の分として150人を見込んでおったんですけど、このひとり親世帯分については、愛媛県が実施主体となったので、その150人分が要らなくなったということと、あと250人のうち150人分を住民税非課税世帯、そして、あと100人分を家計急変者で見込んでおりましたけど、実際蓋を開けてみると、非課税世帯の方が93名、そして家計急変の方、100人を組んでおったんですけど、現実1人しかなかったということで、ちょっと多めに見過ぎたかなというような理由でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○企画振興課長（二宮 浩君）

36ページ、中小企業応援給付金3,781万5,000円、えひめ版応援金給付事業費補助金1,620万の減額についての御説明をいたします。

これにつきましては、まず3,781万5,000円でございますけれども、令和3年度5月10日から8月1日にかけて応援給付金を組んだものでございます。

まず、町独自の給付金としまして、1月から6月にかけての減少が15%以上の方、それから県の第1弾としまして、1月から5月期にかけての一月の減少が30%以上の事業者、個人事業者に対する補助でございますけれども、総額9,800万を計上いたしておりました。それで、結果といたしまして、町独自の分につきましては、9,800万は200事業者、法人が80、個人が120で、200事業者を対象といたしております。町独自の分につきましては、法人が43業者、個人が100事業者で、143業者の方から申請がございました。県独自の分につきましては、法人が37業者、個人が84業者、計121事業者でございます。合計しまして、6,018万5,000円の申請がありましたので、予算から6,018万5,000円を差し引きました3,781万5,000円、これが今回の減額となっております。

次に、えひめ版応援給付金の1,620万の減額でございますけれども、これは、えひめ版応援給付金第2弾として、10月12日から12月28日までの事業でございます。任意の1か月が30%以上減少した者、また、連続二月で、連続15%以上

減額した者ということで、事業者につきましては、同じく法人60、個人140事業者で、合計3,900万の計上をいたしておりましたけれども、結果といたしまして、法人が36事業者、個人が80事業者の116業者の申請がありまして、計2,280万の申請で、減額の1,620万というふうな結果となっております。

以上でございます。

○教育課長（谷口浩司君）

それでは、7款、4項、3目、鬼北総合公園の工事請負費で、遊具の何を撤去するかということにお答えをいたします。

総合公園にあります、ちょうど隣に海賊船の船の遊具がありますが、その隣に木製の大型の遊具があります。今現在は使用禁止とさせていただいております。それを撤去する予定にしております。

あと滑り台のほう、大型の滑り台のほうに行くと、小さくなるくるメリーという小さいお子さまが使う、こういう小型の遊具がありまして、これについても現在使用禁止ということにさせていただいております、これについて撤去をさせていただいて、今後につきましては、また遊具を設置したいと考えておりますが、高額なものですからいろいろな補助金が活用できるということで、今模索しております、それに基づいて整備をしたいと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、よろしいですか。

○6番（山本博士君）

一応了解をしたんですが、ぜひ遊具に関しては、子どもたちの唯一の遊び場になっておりますので、ぜひ、造っていただきたいとお願いします。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑はありませんか。

○8番（福原良夫君）

32ページ、4款、2項、2目のし尿処理費なんですけど、これも減額になっておりますが、どういう関係か問います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長から答弁をさせます。

○環境保全課長（森 明君）

ただいまの御質問なんですけれども、し尿処理費の業務委託料ということで、450万減額なんですけれども、これにつきましては、実績に基づいてということで減額をさせていただきます。なお、ちょうど12月時期が計上時期とございまして、1月から3月までの見込料を基にいたしまして、450万減額ということでさせていただいております。

以上であります。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号、令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第13号、令和3年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程15、議案第13号、令和3年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、用品調達費、文書作業費、一般会計繰出金について所要額を補正するとともに、歳入につきましても、歳出に準じて補正しております。

この結果、歳入歳出それぞれ357万8,000円を減額し、予算の総額を1,356万4,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、会計管理者が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会計管理者（古谷忠志君）

それでは、議案第13号、令和3年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、最後の6ページをお開きください。

1款、1項、1目、用品調達費を今回382万円減額し、補正後の額を540万円とするものです。内訳は、決算見込額を推計いたしまして、10節、需用費82万円、17節、備品購入費300万円を減額するものです。

次に、2款、1項、1目、文書作業費を30万2,000円減額し、補正後の額を706万4,000円とするものです。内訳は、決算見込額を推計し、10節、需用費を25万円の増額、13節、使用料及び賃借料の機器等借上料を55万2,000円減額するものです。

次に、3款、1項、1目、諸費につきましては、54万4,000円を増額し、補正後の額を100万円とするものです。これは用品調達費、文書作業費の収支差引見込み分を一般会計へ繰り出すため、27節、繰出金を増額するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、前の5ページをお開きください。

1款、1項、1目、用品調達収入を決算見込みにより378万8,000円を減額し、補正後の額を597万8,000万円とするものです。

次に、2款、1項、1目、文書作業収入を決算見込みにより22万円増額し、補正後の額を758万6,000円とするものです。

次に、3款、1項、1目、繰越金を座の設定として1万円計上いたしておりましたが、今年度につきましては、繰越金がなかったため、全額減額をしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号、令和3年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第14号、令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第16、議案第14号、令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、保険給付費、保険事業費等を減額補正するとともに、歳入につきましては、保険給付費等交付金、一般会計繰入金等を減額補正しております。

この結果、歳入歳出それぞれ1億3,420万5,000円を減額し、予算の総額を12億6,976万3,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほ

どよろしくお願ひ申し上げます。

○町民生活課長（那須周造君）

それでは、議案第14号、令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から御説明をいたしますので、7ページをご覧いただきたいと思ひます。

1款、1項、1目、一般管理費は、12節、委託料を7万3,000円減額するもので、第三者行為損害賠償請求事務委託料の決算見込額による減額でございます。

次に、2款、1項、1目、一般被保険者療養給付費を9,600万円、同項、3目、一般被保険者療養費を128万6,000円、同項、5目、審査支払手数料を28万9,000円、それぞれに11節、役務費及び18節、負担金補助及び交付金を減額するもので、決算見込みにより調整をいたすものでございます。

続いて、2款、2項、1目、一般被保険者療養費を2,400万円、同項、3目、一般被保険者高額介護合算療養費を15万6,000円、それぞれに18節、負担金補助及び交付金を減額するもので、決算見込みによるものでございます。

2款、3項、1目、一般被保険者移送費を6万円。

8ページをご覧いただいて、同款、4項、1目、出産育児一時金を126万円、同款、5項、1目、葬祭費を16万5,000円、それぞれに減額するもので、決算見込みにより調整をするものでございます。

次に、6款、1項、1目、特定健康診査等事業費は、12節、委託料を65万円減額するもので、特定健康診査委託料の減額によるものでございます。

続いて、同款、2項、1目、保健衛生普及費は、191万7,000円減額するもので、18節、負担金補助及び交付金を111万7,000円、20節、貸付金を80万円それぞれに決算見込みにより減額を行うものでございます。

7款、1項、1目、財政調整基金積立金は、24節、積立金を168万3,000円減額するもので、これは歳入歳出の決算見込みによる調整でございます。

次に、9款、2項、1目、直営診療所勘定繰出金は、666万6,000円を減額するもので、診療所運営費の決算見込みによる減額でございます。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明をいたしますので、予算書5ページをご覧いただきたいと思ひます。

1款、1項、1目、一般被保険者国民健康保険税を514万6,000円増額するもので、1節、医療給付費分現年課税分から、6節、介護納付金分、滞納繰越分まで、

いずれも決算見込みにより調整をするものでございます。

次に、3款、1項、1目、災害臨時特例補助金は、11万6,000円増額するもので、新型コロナウイルス感染症の影響で、国民健康保険税の減免となった減収分に対する国庫の補助金でございます。

続いて、4款、1項、1目、保険給付費等交付金は、1億3,512万円を減額するもので、1節、普通交付金が1億2,179万1,000円、2節、特別交付金が1,332万9,000円それぞれ県補助金が減額されたことによるものでございます。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思えます。

6款、1項、1目、一般会計繰入金は、257万2,000円減額するもので、基盤安定化軽減分、職員給与費等の減額によるものでございます。

次に、8款、3項、1目、一般被保険者第三者納付金を95万6,000円、同項、5目、貸付元利収入80万円をそれぞれ減額をするものであり、いずれも決算見込みにより調整を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号、令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第15号、令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第17、議案第15号、令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、医薬品衛生材料費等を減額補正するとともに、歳入につきましては、外来収入、事業勘定繰入金等を減額補正し、他会計繰入金を増額補正しております。

この結果、歳入歳出それぞれ2,394万9,000円を減額し、予算の総額を1億6,924万2,000円とするものであります。

また、年度内の完了が見込めない事業につきまして、繰越明許費として計上するものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（那須周造君）

それでは、議案第15号、令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から説明をいたしますので、8ページをご覧いただきたいと思っております。

1款、1項、1目、一般管理費は、2節、給料を601万1,000円、3節、職員手当等を289万6,000円、4節、共済費を200万5,000円それぞれ減額するもので、これは人事異動等によるものでございます。8節、旅費、代診医派遣に係る費用弁償を48万8,000円、10節、需用費を17万円それぞれ減額するものであり、決算見込みにより調整をするものでございます。11節、役務費を53万6,000円、12節、委託料を18万7,000円それぞれ減額するもので、主な要因は、オンライン資格確認システムの稼働が当初の予定よりも遅延になって、12月になったためでございます。18節、負担金補助及び交付金は、代診医派遣負担金を90万円減額するもので、三島診療所の常駐医師不在による愛媛県立中央病院等からの代診医師の派遣依頼回数を精査した結果によるものでございます。

次に、1款、2項、1目、研究研修費は、8節、旅費を16万円、18節、負担金補助及び交付金を5万2,000円それぞれ減額するもので、新型コロナウイルス感染症の影響により国保学会等の研修会が中止されたことによる減額でございます。

続いて、9ページをご覧ください。

2款、1項、1目、医療用機械器具費は、11節、役務費を8万2,000円減額するもので、レントゲン撮影機点検等が不必要となったためでございます。

同項、3目、医薬品衛生材料費は、10節、需用費を1,608万1,000円減額、同項、4目、医療用諸費、11節、役務費を26万9,000円減額するもので、新型コロナウイルス感染症及び診療日数等の影響で、患者が減ったことにより医薬材料費及び血液検査の件数が減少したことによるものでございます。

次に、3款、1項、1目、施設整備費は、14節、工事請負費を588万8,000円増額するもので、新型コロナウイルス感染防止対策のため、診療所トイレの洋式化等の経費を追加計上するものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについて説明をいたしますので、6ページをご覧ください。

1款、1項、外来収入は、1目、国民健康保険診療報酬収入を372万5,000円、同項、2目、社会保険等診療報酬収入を148万5,000円、同項、3目、後期高齢者医療診療報酬収入を1,765万9,000円、同項、4目、一部負担金収入を364万9,000円、同項、5目、その他の診療報酬収入を84万4,000円、それぞれ減額するもので、これは新型コロナウイルス感染症及び診療日数等の影響で患者が減ったことによる外来収入の減額によるものでございます。

次に、同款、2項、2目、予防接種収入は、439万6,000円増額するもので、新型コロナウイルスワクチン等の予防接種に係る収入でございます。

続いて、4款、1項、1目、他会計繰入金は、588万8,000円増額するもので、診療所の外来収入等が減ったことにより収入不足を調整するため、一般会計から繰り入れを行うものでございます。

同款、2項、1目、事業勘定繰入金は、国民健康保険特別会計からの繰入金ですが、診療所運営費が減少したことにより、666万6,000円減額するものでございます。

次に、7ページに移りまして、8款、1項、1目、医療提供体制確保支援国庫補助金は、17万5,000円減額するもので、院内等での感染防止拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等でワイヤレス超音波画像診断

装置エコー3台を購入、実績額に基づき国庫補助金が減額されたことによるものでございます。

続きまして、繰越明許費について説明をいたしますので、3ページをご覧くださいと思います。

繰越明許費につきましては、年度内に事業が完了しない見込みのものについて、翌年度に繰り越しで執行可能とするもので、診療所施設整備事業について繰越しをするものでございます。

続きまして、給与費明細について説明をいたしますので、10ページをご覧ください。

一般職総括表比較欄をご覧ください。

職員数は2名の減、これは人事異動に伴う職員2名の減であります。給料601万1,000円、職員手当289万6,000円、共済費200万5,000円、それぞれ減額とするもので、人事異動等によるものです。

なお内訳につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、13ページ、給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、一般会計に準じて作成をいたしておりますので、省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審議よろしく願いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号、令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第16号、令和3年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第18、議案第16号、令和3年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、施設整備費について減額補正し、施設管理費を減額補正といたしております。歳入につきましては、町債等を増額補正するとともに一般会計繰入金を減額補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ545万9,000円を減額し、予算の総額を1億3,958万3,000円とするものであります。また、年度内の完了が見込めない事業につきまして、繰越明許費として計上するとともに、地方債につきましても、事業の確定に伴い、限度額の変更を行うものであります。

予算内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○環境保全課長(森 明君)

それでは、議案第16号、令和3年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきまして説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出から説明いたしますので、8ページをお開きください。

1款、1項、1目、施設整備費につきましては、254万5,000円を増額し、補正後の額を6,554万5,000円とするものであります。14節、工事請負費の増額理由につきましては、現地精査により施設内の門やフェンスの撤去の追加工事など、所要の変更に対応するための補正であります。

次に、2款、1項、1目、施設管理費につきましては、需用費の電力料を増額し、それ以外の詳細につきましては、減額補正するものであります。内訳として、需用費の電力料につきましては、電力料単価の上昇により70万円増額するもので、それ以

外の需用費、旅費及び役務費につきましては、決算見込みにより減額するものであります。12節、委託料の浄化槽管理、水質検査につきましては、入札執行及び実績等に伴い減額するものであります。14節、工事請負費、18節、負担金補助及び交付金につきましては、決算見込みにより不用額をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお開きください。

1款、1項、1目、農業集落排水施設負担金は、2名の新規加入により76万9,000円増額するものであります。

2款、1項、1目、集落排水使用料は、過年度分の使用料の決算見込みにより2万円増額するものであります。

5款、1項、1目、一般会計繰入金は、施設管理費の減により865万円減額し、補正後の額を3,676万7,000円とするものであります。

6款、1項、1目、繰越金は、前年度決算に基づき2,000円を増額するものであります。

7款、1項、1目、農業集落排水事業債は、事業費増により過疎債及び下水道債をそれぞれ120万円増額するものであります。

続きまして、3ページをお願いします。

第2表、繰越明許費について説明いたします。

現在進めています農業集落排水施設整備事業につきまして、コロナ禍による世界的な半導体不足に伴い通報装置の年度内での納品が困難などの理由により、翌年度に繰り越して使用できる経費として、5,214万5,000円を計上するものであります。

次に、4ページをお開きください。

第3表、地方債補正につきまして、1、過疎対策事業、2、農業集落排水事業のそれぞれの限度額1,250万円を、1,370万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第16号、令和3年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第17号、令和3年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第19、議案第17号、令和3年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、施設整備費及び施設管理費において、減額補正するとともに、歳入につきましては、事業の確定及び完了に伴い、国庫補助金、一般会計繰入金等を減額補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ1,493万9,000円を減額し、予算の総額を6,405万5,000円とするものであります。また、地方債補正につきましては、事業の確定に伴い、限度額の変更を行うものであります。

予算内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○環境保全課長(森 明君)

それでは、議案第17号、令和3年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算(第1号)につきまして説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出から説明いたしますので、8ペー

ジをお開きください。

1 款、1 項、1 目、施設整備費を 9 3 1 万 3, 0 0 0 円減額し、補正後の額を 2, 4 4 9 万 5, 0 0 0 円とするものであります。1 0 節、需用費は、決算見込みにより 6 万円減額するもの、1 4 節、工事請負費は、浄化槽設置数が当初予定の 3 3 基から 2 2 基になったことにより、9 2 5 万 3, 0 0 0 円減額するものであります。

次に、2 款、1 項、1 目、施設管理費を 5 6 2 万 6, 0 0 0 円減額し、補正後の額を 2, 9 8 1 万 3, 0 0 0 円とするものであります。1 0 節、需用費及び 1 1 節、役務費につきましては、決算見込みによりそれぞれ減額するもの、1 2 節、委託料につきましては、入札執行及び保守点検件数の減により、1 6 2 万 6, 0 0 0 円減額するものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

6 ページをお願いします。

1 款、1 項、1 目、公共浄化槽等整備推進事業費受益者分担金の 9 2 万 5, 0 0 0 円減額は、浄化槽設置数の減によるものであります。

2 款、1 項、1 目、公共浄化槽使用料の現年度分 1 1 0 万円減額、過年度分 1 5 万円増額につきましては、決算見込みによるものであります。

3 款、1 項、1 目、及び 4 款、1 項、1 目の補助金は、工事請負費など施設整備費の減により、5 款、1 項、1 目、一般会計繰入金は、主に役務費手数料など施設管理費の減により、それぞれ減額するものであります。

6 款、1 項、1 目、繰越金は、前年度決算に基づき 3, 0 0 0 円を減額するものであります。

7 款、1 項、1 目、雑入の消費税還付金は、消費税の確定申告額に基づき 1 7 万 3, 0 0 0 円減額するものであります。

8 款、1 項、1 目、公共浄化槽等整備推進事業債は、当該事業費の減により、過疎債及び下水道債をそれぞれ 2 2 0 万円減額するものであります。

続きまして、3 ページをお開きください。

第 2 表、地方債補正につきまして、2 つの事業債の限度額 6 8 0 万円を 4 6 0 万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第17号、令和3年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第18号、令和3年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第20、議案第18号、令和3年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、保険給付費ほぼ全般にわたって所要額を補正しております。また、歳入につきましては、介護給付費国・県負担金、介護給付費交付金、介護給付費一般会計繰入金等を減額補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ4,505万1,000円を減額し、予算の総額を16億1,956万6,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長(芝 達雄君)

議案第18号、令和3年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、9ページをお開きください。

主なものについて説明いたします。

1款、1項、1目、一般管理費につきましては、人事院勧告により人件費等を12万6,000円減額補正するものです。

1款、3項、1目、介護認定審査会費につきましては、人事異動及び人事院勧告により人件費等を32万5,000円減額補正するものです。

次ページをお開きください。

2款、保険給付費から、12ページまでの3款、地域支援事業費につきましては、それぞれの項目について決算見込みにより不足する見込みの額を増額補正、または、不用額が生じる見込みのものについては、減額補正するものであります。

4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、4,307万3,000円を増額補正し、補正後の額を4,314万8,000円とするもので、24節、積立金を補正しております。これは令和2年度決算剰余金3,942万6,086円から、前年度に交付を受けた国庫支出金及び支払基金等の精算に係る追加交付及び返還額等を差し引きした額を積み立てるものであります。

5款、1項、2目、償還金につきましては、231万4,000円を増額補正し、補正後の額を231万5,000円とするもので、22節、償還金利子及び割引料を補正しております。これは令和2年度に切れた国庫支出金等の額の確定に伴い超過交付分を返還するものです。

次に、歳入について御説明いたしますので、6ページをお開きください。

今回の歳入補正につきましては、歳出補正に伴います事業の確定及び決算見込みによる補正が主な要因であります。

主なものを説明いたします。

1款、1項、1目、第1号被保険者介護保険料につきましては、143万5,000円を増額補正し、補正後の額を2億5,912万5,000円とするもので、決算見込みにより増額補正するものであります。

次に、4款、1項、国庫負担金、同2項、国庫補助金につきましては、保険給付費等の決算見込みにより所要の額を補正するものであります。

7ページをお開きください。

5款、1項、支払基金交付金につきましては、交付対象となる保険給付費等の決算

見込みにより減額補正するものであります。

次に、6款、1項、県負担金、同2項、県補助金につきましては、保険給付費等の決算見込みにより所要の額を補正するものであります。

8款、1項、一般会計繰入金につきましては、1,524万2,000円を減額し、補正後の額を2億5,959万9,000円とするもので、歳入歳出の決算見込みにより補正するものです。

8ページに移りまして、8款、2項、基金繰入金につきましては、50万4,000円を増額し、補正後の額を4,088万7,000円とするもので、歳入歳出の決算見込みにより不足額を基金から取崩しするものです。

次に、給与費明細書について説明いたしますので、13ページをお開きください。

比較の欄で説明させていただきます。

1、特別職の報酬額については、21万円の減額で、減の主な理由は、介護認定審査委員会委員の欠席により支給金額が減となったことによるものです。

14ページに移りまして、2、一般職。(1)総括の職員数については、1名の減。給料については、328万2,000円の減額。職員手当については、163万8,000円の減額。計492万円の減額です。減の主な理由は、人事異動、人事院勧告及び会計年度任用職員の欠員不補充によるものです。職員手当の内訳については、内訳表をお目通しください。共済費については、110万7,000円の減額、合計602万7,000円の減額であります。

15ページ以降につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号、令和3年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第19号、令和3年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第21、議案第19号、令和3年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正するとともに、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を増額補正いたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ357万円を追加し、予算の総額を1億7,894万4,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（那須周造君）

それでは、議案第19号、令和3年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から説明をいたしますので、6ページをご覧ください。

2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、18節、負担金補助及び交付金を357万円増額するもので、愛媛県後期高齢者広域連合に納付する事務費負担金、保険料等負担金徴収実績分、保険料等負担金保険基盤安定分をそれぞれ決算見込額により調整をするものでございます。

続きまして、歳入予算について説明をいたしますので、5ページをご覧ください。

1 款、1 項、1 目、後期高齢者医療保険料は、2 8 3 万円増額するもので、その内訳は、1 節、現年度分特別徴収保険料を 5 0 万円減額、2 節、現年度分普通徴収保険料を 2 7 0 万円、3 節、滞納繰越分普通徴収保険料を 6 3 万円、それぞれ増額するもので、決算見込みにより調整をするものでございます。

次に、3 款、1 項、1 目、一般会計繰入金は、2 3 7 万 7, 0 0 0 円減額するもので、1 節、事務費繰入金を 5 7 万円、2 節、保険基盤安定繰入金を 1 8 0 万 7, 0 0 0 円、いずれも減額するもので、決算見込みによるものでございます。

続いて、4 款、1 項、1 目、繰越金は、3 1 1 万 7, 0 0 0 円増額するもので、前年度繰越金が確定したため、補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第 1 9 号、令和 3 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 9 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2、議案第 2 0 号、令和 3 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第22、議案第20号、令和3年度鬼北町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、配水及び給水費を増額補正いたしております。

この結果、収益的支出を180万7,000円増額し、収益的支出の予定額を3億3,819万2,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出のうち、支出につきましては、委託料、工事請負費等を減収し、補正後の額を2億9,973万1,000円とし、収入につきましては、企業債を減額し、補正後の額を1億3,452万2,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、水道課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（上田 司君）

それでは、議案第20号、令和3年度鬼北町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書に基づいて説明いたしますので、6ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出について説明いたします。

1款、1項、1目、配水及び給水費について、184万8,000円を増額し、補正後の額を6,641万1,000円とするものであります。これは人事院勧告等に伴う人件費の調整と動力費180万円を計上したものでございます。

次に、2目、総係費につきましては、5万2,000円を減額し、補正後の額を2,112万1,000円とするものであります。これにつきましても、主に人事院勧告に伴います人件費を調整したものでございます。

8ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、支出について説明いたします。

1款、1項、1目、配水設備改良費につきましては、2,367万6,000円を減額し、補正後の額を9,211万円とするものであります。これにつきましては、鬼北町上水道施設電気計装設備更新事業業務委託の入札減少金の発生、また、入札不調によります配水管布設等工事請負費の不用額が主な要因となっております。

次に、7ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入について説明いたします。

1 款、1 項、1 目、企業債につきましては、1,750 万円を減額いたしまして、補正後の額を5,350 万円とするものであります。これにつきましては、鬼北町上水道施設電気計装設備更新事業業務の請負費減によります減額分を計上しております。

続きまして、9 ページになりますが、キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴います現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1 ページをお開きください。

第2条であります。今ほど説明いたしました内容で、令和3年度鬼北町水道事業会計の第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものであります。

第3条では、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

第4条につきましては、企業債の限度額について補正するものでございます。

第5条といたしましては、第7条で定めております予定支出の各項の経費の金額の流用について補正予算の計上に伴い、金額の変更を行うものでございます。

第6条につきましては、予算第8条で定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費のうち、職員給与費について金額の変更を行うものでございます。

次に、給与費明細書について説明いたしますので、10 ページをお開きください。

1、総括について説明いたします。

比較の欄の合計で説明させていただきます。職員数につきましては、増減がございません。給与費につきましては、給料については増減がございません。手当について8万3,000円の減となっております。内訳につきましては、下段、職員手当の内訳のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。法定福利費は、5万7,000円の減で、合計14万円の減額であります。

次に、13 ページの2、給与及び職員手当の増減額の明細以下につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第20号、令和3年度鬼北町水道事業会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第21号、令和3年度鬼北町病院事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第23、議案第21号、令和3年度鬼北町病院事業会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、主に医業費用を減額補正するものであります。また、収入につきましては、医業収益、医業外収益、附帯事業収益を減額補正しております。

この結果、収益的支出を4,077万8,000円減額し、収益的支出の予定額を9億4,049万1,000円とするとともに、収益的収入を7,075万2,000円減額し、収益的収入の予定額を9億2,792万1,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長(芝 達雄君)

それでは、議案第21号、令和3年度鬼北町病院事業会計補正予算(第3号)について説明いたします。

補正予算書に基づき説明いたしますので、4ページをお開きください。

はじめに、収益的収入及び支出のうち、収入について説明いたします。

1 款、1 項、1 目、入院収益につきましては、4,135 万 5,000 円を減額し、3 億 7,000 万とするものであります。減となった主な要因は、入院患者の減と入院患者の在院日数の増による入院基本料が減となったことによるものです。

同 2 目、外来収益につきましては、2,276 万 7,000 円を減額し、1 億 9,000 万円とするものであります。減の主な要因は、前年度に引き継ぐコロナ禍により、薬の長期投与による来院回数の減や、日常化している感染予防対策であるマスク着用による風邪、インフルエンザ患者の減によるものです。

同 3 目、その他医業収益につきましては、1,891 万円を増額し、4,951 万 1,000 円とするものであります。増の主な要因は、コロナワクチン接種による県・町からの接種に係る委託料等の収入によるものです。

同項、2 目、他会計負担金につきましては、2,351 万円を減額し、一般会計負担金を 1 億 9,100 万とするものであります。これは収入のその他医業収益の増及び支出の減によるものです。

次ページに移りまして、同 3 項、1 目、訪問看護ステーション収益につきましては、740 万円を減額し、2,500 万円とするものであります。減の主な理由は、利用者の減によるものです。

次ページに移りまして、支出について説明いたします。

1 款、1 項、1 目、給与費につきましては、167 万 2,000 円を減額し、9,726 万 6,000 円とするものであります。減の主な理由は、人事異動、人事院勧告による人件費等の減によるものです。

同 2 目、経費につきましては、3,986 万 6,000 円を減額し、7 億 1,239 万 5,000 円とするものであります。減の主な理由は、次ページの指定管理者へ交付する 11 節、健康保険等診療報酬交付金が病院事業収益の減により、6,209 万 9,000 円の減となったことによるものです。11 節、健康保険等診療報酬交付金が減となったことにより、11 節、運営交付金が 2,595 万 4,000 円の増額となっております。

1 款、2 項、3 目、消費税及び地方消費税につきましては、200 万円を増額し、500 万円とするものであります。増の主な理由は、収入の 1 款、1 項、3 目、2 節の保健予防活動収益の増による消費税課税対象額が増となったことによるものです。

続きまして、8 ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1ページをお開きください。

第2条であります。今ほど説明いたしました内容により、令和3年度鬼北町病院事業会計予算の第2条に定めた業務の予定量を補正するものであります。

次に、第3条であります。前条と同様に、令和3年度鬼北町病院事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

2ページ及び3ページの補正予算実施計画については、割愛させていただきます。

次に、給与費明細書について説明いたしますので、9ページをお開きください。

1、総括について説明いたします。

比較の欄の合計で説明させていただきます。

職員数については、増減ありません。給与費については、給料が12万4,000円の減、手当が3万4,000円の増、その内訳につきましては、下の手当の内訳のとおりですので、お目通しをお願いします。法定福利費は、230万6,000円の減で、合計で239万6,000円の減額であります。減の主な理由は、人事異動及び人事院勧告によるものです。

次に、10ページの2、給料及び手当の増減額の明細以下につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

1ページについてお伺いします。

病院事業収益がかなりの減額になっておると思いますが、当初の予定、見込みから見て、かなりの人数の減少じゃないかと思いますが、今後の病院の経営について考え方を聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（芝 達雄君）

今ほどの収入の減についてでありますけれども、説明で申し上げましたように、一番の要因は、コロナ禍による等、入院患者がどうしても長期化してしまっているということで、同じ人数を入院しとつても1人当たりの単価が落ちるとということで、収

入が減になってしまうということで、病院のほうも努力して、今後とも、できるだけ元の3年度、2年度の入院基本料になるような努力をするように頑張っているところでもあります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

訪問看護ステーションについても、同じようなことが言えるのではないかと思います。今後の展開については、どのように考えておられますかお尋ねをします。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（芝 達雄君）

訪問介護についても、減となっておりますが、これもやはり訪問に看護のほうが必要が減っているのは事実で、そこら辺も、本来であれば、逆に言えばコロナ禍により増えてもおかしくないのかと思われるんですけど、やっぱり現実的には、なかなか訪問看護に、まあ言うたらニーズが減ってきているということなので、これについても、ほかの診療関係も含めて、また病院と話しながら、方策については検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号、令和3年度鬼北町病院事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日3月9日は、定刻に会議を開きます。

本日はこれをもって延会します。

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

（午後 3時29分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 8 番）

鬼北町議会議員（ 9 番）